資料1-1参考データ

令和7年10月20日(月) 全国健康保険協会東京支部 評議会資料(令和7年度第3回)

参考データ集

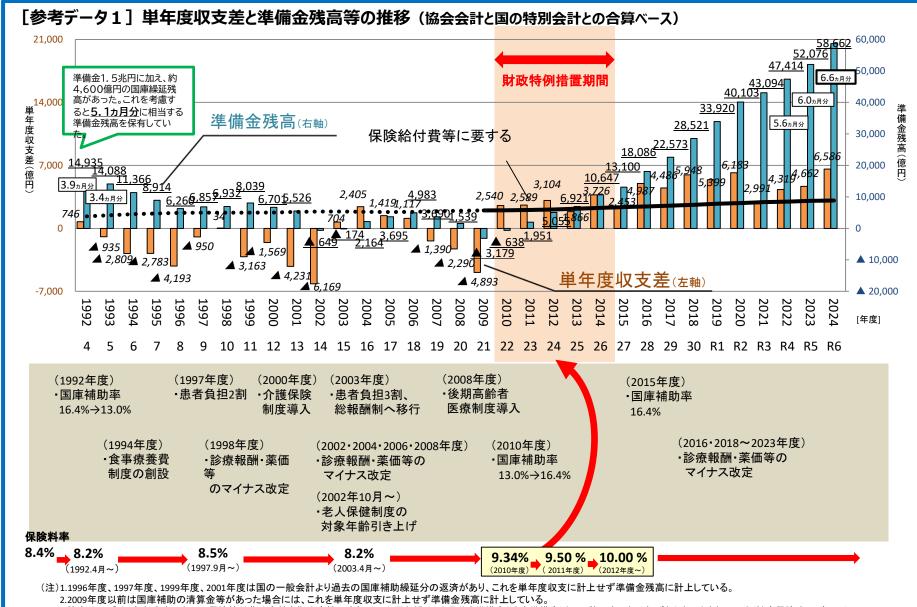


目 次

保険料率に関する参考データ	•••P1
協会けんぽ(医療分)の2024(令和6)年度決算を足元とした 収支見通し(2025(令和7)年9月試算)について(概要)	•••P18
生損保等における準備金について	• • • P58
保険財政に関する重要指標の動向について	• • • P62

令和7年9月10日(水) 第137回本部運営委員会 資料(資料1-4)より抜粋

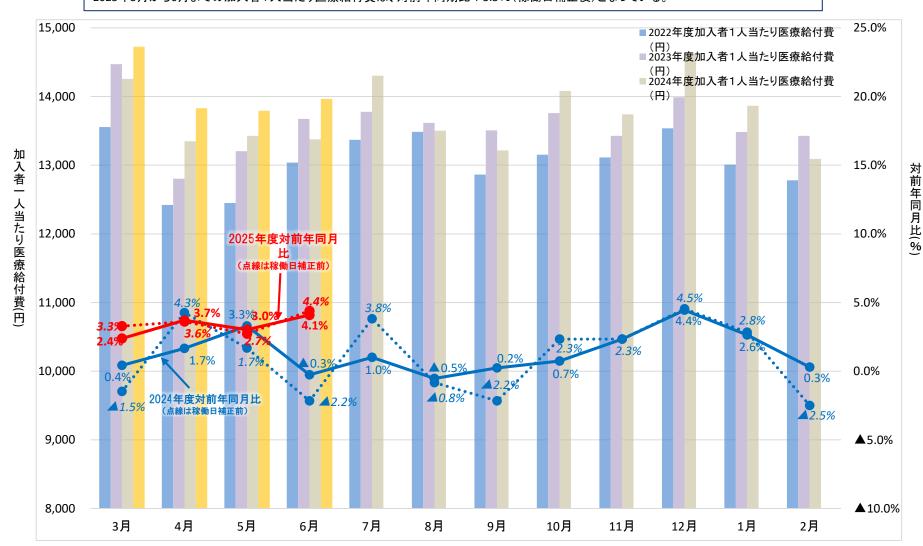
保険料率に関する参考データ



- 3.協会けんぽは、各年度末において保険給付費や高齢者拠出金等の支払いに必要な額の1カ月分を準備金(法定準備金)として積み立てなければならないとされている(健康保険法160条の2)。
- 4.2015年度の健康保険法改正で国庫補助率が16.4%とされ、併せて準備金残高が法定準備金を超えて積み上がっていく場合に新たな超過分の国庫補助相当額を翌年度減額する国庫特例減額 措置が設けられた。

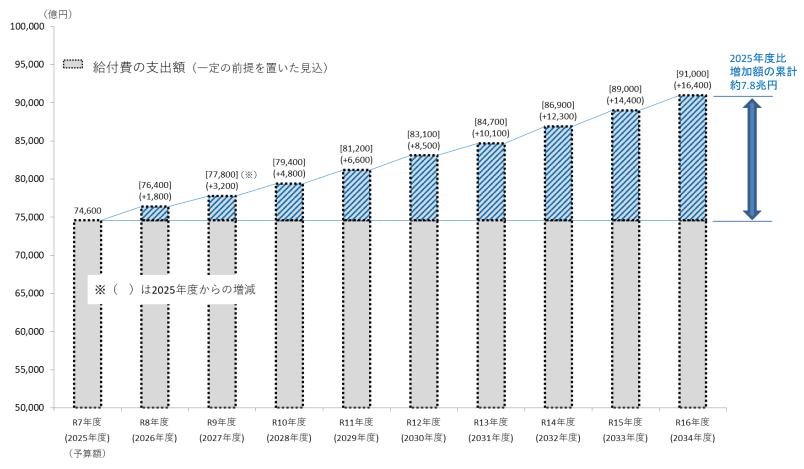
[参考データ2]協会けんぽの加入者一人当たり医療給付費と対前年同月比伸び率の推移

2025年3月から6月までの加入者1人当たり医療給付費は、対前年同期比+3.3%(稼働日補正後)となっている。



[参考データ3] 保険給付費の機械的試算

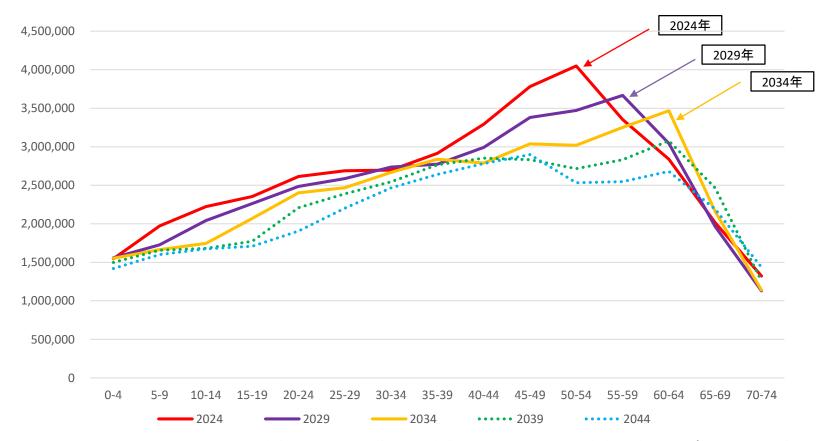
保険給付費の推計をみると、2034年度は9兆1,000億円の見込みであり、2025年度と比較すると約1兆6,400億円増加している。また、2025年度を基準としたときの2026年度から2030年度までの2025年度比増加額の累計の見込みは約2.5兆円、2026年度から2034年度までの2025年度比増加額の累計の見込みは約7.8兆円となる。



(※) 2027年度以降の推計値は、資料 1 - 2 の試算ケース I (75歳未満一人当たり医療給付費の伸びは+2.8%、賃金上昇率+1.8%) による推計値。 百億円単位に四捨五入して記載している。

[参考データ4]年齢階級別加入者数の推移(5歳階級)

- 年齢階級別加入者数をみると、2024年度は団塊ジュニア世代を含む50~54歳の階級が最も多くなっている。
- 2024年度時点の年齢階級別協会けんぽ加入率を基に推計(注1)した加入者数をみると、2029年度及び2034年度も団塊ジュニア世代の加入者数が 最も多くなる見込み。
- 一方、65歳以上は退職等の影響(注2)で協会けんぽ加入率が低く、2039年度及び2044年度には団塊ジュニア世代の加入者数が減少する見込み。

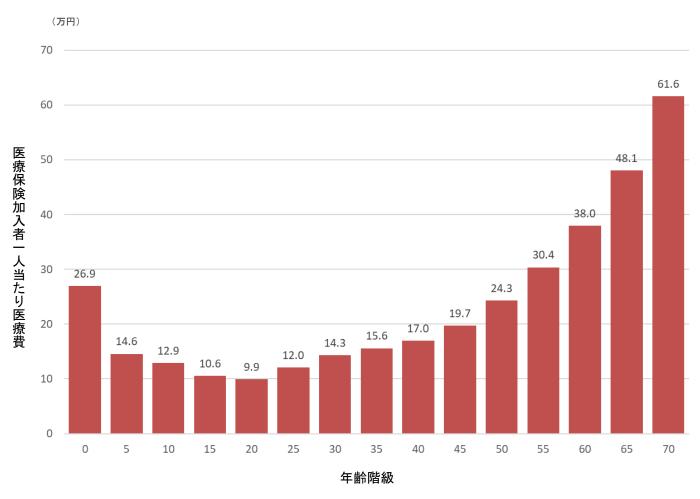


注1 2025年以降の加入者数は、将来推計人口(令和5年推計)の年齢階級別人口に、2024年の年齢階級別協会けんぽ加入率を乗じて算出している。 注2 今後、高齢者雇用の進展により、60歳代以上の加入者数が上振れする可能性がある。

[参考データ5] 年齢階層別人口の推移 実績値 推計値 (国勢調査等) (日本の将来人口推計) (%) 人口 (万人) 30 14,000 75歳以上人口の割合 75歳以上人口 12,615 12,000 25 1,860 11,092 65~74歳人口 10,000 2,239 1,742 20 8,808 20.2 65~74歳人口の割合 8,000 1,681 2,248 14.7 15 15~64歳人口 15.2 6,000 1,133 13.8 10 5,978 4,000 7,509 4,529 5 2,000 14歳以下人口 1,503 1,194 898 0 0 1950 1955 1960 1965 1970 1975 1980 1985 1990 1995 2000 2005 2010 2015 2020 2025 2030 2035 2040 2045 2050 2055 2060 2065 資料:2020年度までは総務省「人口推計」(各年10月1日現在)等、2025年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成29年推計)」(出生中位(死亡中位)推計)

[参考データ6] 5歳階級別医療費(基礎資料)

医療保険加入者一人当たり医療費を5歳階級別にみると、20歳以上では年齢上昇とともに高くなっており、50歳以上の階級で、 一人当たり医療費が20万円を超えている。



厚生労働省「医療保険に関する基礎資料」 ※ 令和4年度実績、医療保険制度計

[参考データ7] 医療費の伸びの要因分解

医療費の伸び率の要因分解

		H22年度 (2010)	H23年度 (2011)	H24年度 (2012)	H25年度 (2013)	H26年度 (2014)	H27年度 (2015)	H28年度 (2016)	H29年度 (2017)	H30年度 (2018)	R元年度 (2019)	R 2年度 (2020)	R 3年度 (2021)	R 4年度 (2022)	R 5年度 (2023)
医療費の伸び率	1	3.9%	3.1%	1.6%	2.2%	1.9%	3.8%	-0.5%	2.2%	0.8%	2.3%	-3.2%	4.8%	3.7%	2.9% ^(注1)
人口増の影響	2	0.0%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.1%	-0.1%	-0.2%	-0.2%	-0.2%	-0.3%	-0.5%	-0.4%	-0.5%
高齢化の影響	(3)	1.6%	1.2%	1.4%	1.3%	1.2%	1.0%	1.0%	1.2%	1.1%	1.0%	1.0%	1.1%	0.9%	0.7% ^(注2)
診療報酬改定等	4	0.19%		0.004 %		0.1% -1.26% 消費根対応 1.36% (注3)		-1.33% (注4)		-1.19% (注5)	-0.07% ^(注6)	-0.46% ^(注7)	-0.9% ^(注8)	-0.94%	-0.64% ^(注9)
その他 (①-②-③- ・医療の高度化 ・患者負担の見直		2.1%	2.1%	0.4%	1.1%	0.7%	2.9%	-0.1%	1.2%	1.1%	1.6%	-3.5%	5.1%	4.2%	3.3%
制度改正						H26.4 70-74歳 2割負担 (注10)								R4.10 一定以上 所得高齢者 2割負担	

- 注1:医療費の伸び率は、令和4年度までは国民医療費の伸び率、令和5年度は概算医療費(審査支払機関で審査した医療費)の伸び率(上表の斜体字、速報値)であり、医療保険と公費負担医療の合計である。
- 注2:令和5年度の高齢化の影響は、令和4年度の年齢別1人当たり医療費と令和4年度、5年度の年齢別人口からの推計値である。
- 注3:平成26年度の「消費税対応」とは、消費税率引上げに伴う医療機関等の課税仕入れにかかるコスト増への対応分を指す。平成26年度における診療報酬改定の改定率は、合計0.10%であった。
- 注4:平成28年度の改定分-1.33%のうち市場拡大再算定の特例分等は-0.29%、実勢価等改定分で計算すると-1.03%。
- なお、「市場拡大再算定の特例分等」とは年間販売額が極めて大きい品目に対する市場拡大再算定の特例の実施等を指す。
- 注5:平成30年度の改定分-1.19%のうち薬価制度改革分は-0.29%、実勢価等改定分で計算すると-0.9%。
- 注6:令和元年10月消費税引上げに伴う診療報酬改定(診療報酬+0.41%、薬価改定-0.48%)のうち影響を受ける期間を考慮した値。
- 注7:令和元年10月消費税引上げに伴う診療報酬改定に係る平年度効果分を含む。
- 注8:令和3年度の国民医療費を用いて、薬価改定の影響を医療費に対する率へ換算した値。
- 注9:令和5年度の概算医療費を用いて、薬価改定の影響を医療費に対する率へ換算した値。
- 注10:70-74歳の者の一部負担金割合の予算凍結措置解除(1割→2割)。平成26年4月以降新たに70歳に達した者から2割とし、同年3月までに70歳に達した者は1割に据え置く。

「参考データ8〕経済財政運営と改革の基本方針2025(2025年6月13日閣議決定)一部抜粋

予算編成においては、2027年度までの間、骨太方針2024で示された歳出改革努力を継続 しつつ、日本経済が新たなステージに移行しつつあることが明確になる中で、経済・物価 動向等を踏まえ、各年度の予算編成において適切に反映する。とりわけ社会保障関係費204 については、医療・介護等の現場の厳しい現状や税収等を含めた財政の状況を踏まえ、こ れまでの改革を通じた保険料負担の抑制努力も継続しつつ、2025年春季労使交渉における 力強い賃上げの実現や昨今の物価上昇による影響等について、経営の安定や現場で働く幅 広い職種の方々の賃上げに確実につながるよう、的確な対応を行う。具体的には、高齢化 による増加分に相当する伸びにこうした経済・物価動向等を踏まえた対応に相当する増加 分を加算する。非社会保障関係費25及び地方財政についても、第3章第4節「物価上昇に 合わせた公的制度の点検・見直し」も踏まえ、経済・物価動向等を適切に反映する。

今後も、状況に応じて必要な政策対応を行っていくことに変わりはないが、PBの黒字 化を達成した後、黒字幅が一定水準を超えた場合には、経済成長等に資するような政策の 拡充を通じて経済社会に還元することをあらかじめルール化することについても検討に着 手していく。

(税制改革)

骨太方針2024等も踏まえ、コストカット型経済から脱却し、成長型経済への移行を実現 するとの基本的考え方の下、経済成長と財政健全化の両立を図るとともに、少子高齢化、 グローバル化等の経済社会の構造変化に対応したあるべき税制の具体化に向け、包括的な 検討を進める。

物価上昇局面の対応や格差の是正及び所得再分配機能の適切な発揮を始めとする観点か ら、各種所得の課税の在り方及び人的控除を始めとする各種控除の在り方の見直しを含む 所得税の抜本的な改革の検討²⁰⁶を進める。EBPMの取組を着実に推進するとともに、デ ジタル社会にふさわしい税制の構築及び納税環境の整備と適正・公平な課税を実現する観 点から、制度及び執行体制の両面からの取組を強化するほか、新たな国際課税ルールへの 対応を進める。

2. 主要分野ごとの重要課題と取組方針

(1) 全世代型社会保障の構築

本格的な少子高齢化・人口減少が進む中、技術革新を促進し、中長期的な社会の構造変 化に耐え得る強靱で持続可能な社会保障制度を確立する。このため、「経済・財政新生計 画」に基づき、持続可能な社会保障制度を構築するための改革を継続し、国民皆保険・皆 年金を将来にわたって維持し、次世代に継承することが必要である。

医療・介護・障害福祉等の公定価格の分野の賃上げ、経営の安定、離職防止、人材確保 がしっかり図られるよう、コストカット型からの転換を明確に図る必要がある。このため、 これまでの歳出改革を通じた保険料負担の抑制努力も継続しつつ、次期報酬改定を始めと

した必要な対応策において、2025年春季労使交渉における力強い賃上げごの実現や昨今の 物価上昇による影響等について、経営の安定や現場で働く幅広い職種の方々の賃上げに確 実につながるよう、的確な対応を行う。

このため、2024年度診療報酬改定による処遇改善・経営状況等の実態を把握・検証し、 2025年末までに結論が得られるよう検討する。また、介護・障害福祉分野の職員の他職種 と遜色のない処遇改善や業務負担軽減等の実現に取り組むとともに、これまでの処遇改善 等の実態を把握・検証し、2025年末までに結論が得られるよう検討する。また、事業者の 経営形態やサービス内容に応じた効果的な対応を検討する。

持続可能な社会保障制度のための改革を実行し、現役世代の保険料負担を含む国民負担 の軽減を実現するため、OTC類似薬の保険給付の在り方の見直し 218 や、地域フォーミュ ラリの全国展開²⁰⁹、新たな地域医療構想に向けた病床削減²¹⁰、医療DXを通じた効率的で 質の高い医療の実現、現役世代に負担が偏りがちな構造の見直しによる応能負担の徹底211、 がんを含む生活習慣病の重症化予防とデータヘルスの推進などの改革について 212、引き続 き行われる社会保障改革に関する議論の状況も踏まえ、2025年末までの予算編成過程で十 分な検討を行い、早期に実現が可能なものについて、2026年度から実行する。

(中長期的な時間軸を見据えた全世代型社会保障の構築)

現役世代が急速に減少し、高齢者数がピークを迎える2040年頃を見据えた中長期的な時 間軸も視野に入れ、現役世代の負担を軽減しつつ、年齢に関わりなく、能力に応じて負担 し、個性を活かして支え合う「全世代型社会保障」の構築が不可欠である。改革工程(33を踏 まえ、医療・介護DXやICT、介護テクノロジー、ロボット・デジタルの実装やデータ の二次利用の促進、特定行為研修を修了した看護師の活用、タスクシフト/シェアなど、 医療・介護・障害福祉分野の生産性向上・省力化を実現し、職員の負担軽減や資質向上に つなげるとともに、地域医療連携推進法人、社会福祉連携推進法人の活用や小規模事業者 のネットワーク構築による経営の協働化・大規模化や障害福祉サービスの地域差の是正を 進める。医療機関、介護施設、障害福祉サービス等事業者の経営情報の更なる見える化214 を進める。医療・介護・障害福祉分野の不適切な人材紹介の問題について実効性ある対策 を讃ずる。

現役世代の消費活性化による成長と分配の好循環を実現するため、各種データ分析・研 究を始めEBPMによるワイズスペンディングを徹底し、保険料負担の上昇を抑制すると

社会保障関係費の伸びの要因として高齢化と高度化等が存在する 26 令和7年度予算の非社会保障関係費は、近年の物価上昇率の変化を反映した令和6年度予算の増(+1,600億円程度)と同 水準を維持しつつ、公務員人件費の増により実質的に目滅りしないよう、相当額(+1,400億円程度)を上乗せし、+3,000億

所得税法等の一部を改正する法律(令和7年法律第13号)に基づく。

当日本労働組合総連合会の集計によれば、現時点(第6回集計)で定期昇給を含む平均賃上げ率は5.26%(うちベースアッ 日本が動物に最近自会が集出しませます。 プタの子で3、71%。最合員数300人大者が場合の平均度しず幸は4、70%(うちペーステップラの子で3、51%)となっている。 一 医療機器における必要な受診を確保し、こともや慢性疾患を抱えている方、低所得の方の患者負担などに配慮しつつ。個 別品目に関する対応について適正使用の解釈の検討や、セルフメディケーション推進の観点からの更なる医薬品・検査薬の スイッチOTC化に向けた実効的な方策の検討を含む。

警及撤售策を検討し、各地域において地域フォーミュラリが策定されるよう取組を推進する。
 九口減少等により不要となると推定される一般病床・療養病床・精神病末といった病末について、地域の実情を踏まえた。

調査を行った上で、2年後の新たな地域医療構想に向けて、不可逆的な措置を講じつつ、調査を踏まえて次の地域医療構想 までに削減を図る。

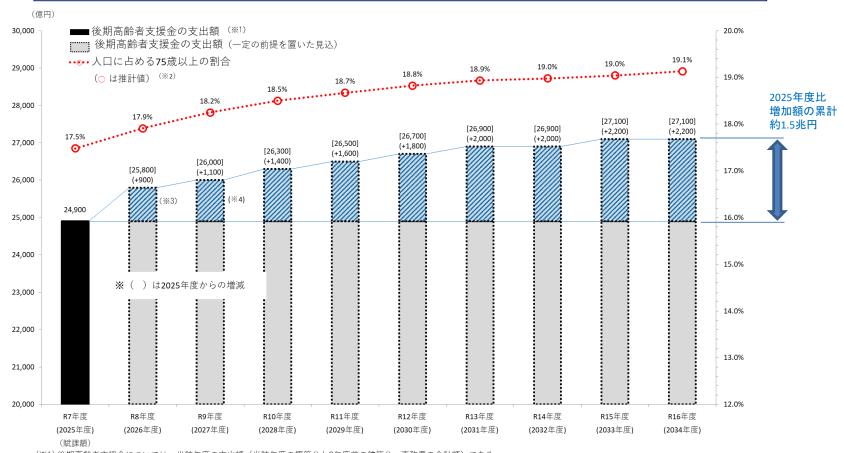
²¹ 医療・介護保険における負担への金融所得の反映に向けて、税制における金融所得に係る法定調書の現状も踏まえつ マイナンバーの記載や情報提出のオンライン化等の課題、負担の公平性、関係者の事務負担等に留意しながら、具体的な制 詳細については、「自由民主党、公明党、日本維新の会 合意」(令和7年6月11日自由民主党・公明党・日本維新の会)

[「]全世代型社会保障構築を目指す改革の道筋(改革工程)」(令和5年12月22日閣議決定)。

²⁴ 経営情報の提出、分析及び公表の電子化を含む。

[参考データ9]後期高齢者支援金の機械的試算

後期高齢者支援金の推計をみると、2034年度は2兆7,100億円の見込みであり、2025年度と比較すると約2,200億円増加している。 また、2025年度を基準としたときの2026年度から2030年度までの2025年度比増加額の累計の見込みは約0.7兆円、2026年度から2034年度 までの2025年度比増加額の累計の見込みは約1.5兆円となる。



- (※1)後期高齢者支援金については、当該年度の支出額(当該年度の概算分と2年度前の精算分、事務費の合計額)である。
- (※2)人口に占める75歳以上の割合については、「日本の将来推計人口」(国立社会保障・人口問題研究所、2023推計)による。
- (※3) 2026年度の後期高齢者支援金額は当年度の概算額(見込額)に前々年度の精算額(見込額)を加味している。
- (※4) 2027年度以降の推計値は、資料1-2の試算ケース I (75歳以上一人当たり医療給付費の伸びは+0.6%、賃金上昇率+1.8%)による金額であり、当年度の概算額のみで推計している。 金額は百億円単位に四捨五入して記載している。

[参考データ10] 協会けんぽにおける加入者一人当たり医療費と平均標準報酬月額の伸び率の推移

	全国健康保険協会		全国健康保険協会		
年度	1人当たり医療費 (円)	伸び率 (%)	平均標準報酬月額 (円)	伸び率 (%)	制度改正 調整後 伸び率
2008	74,343	-	285,145	-	-
2009	148,742	-	279,445	▲2.0	▲2.0
2010	153,184	+3.0	276,175	▲ 1.2	▲1.2
2011	156,400	+2.1	275,203	▲0.4	▲0.4
2012	158,290	+1.2	275,402	+0.1	+0.1
2013	160,855	+1.6	276,224	+0.3	+0.3
2014	163,930	+1.9	278,143	+0.7	+0.7
2015	170,938	+4.3	280,521	+0.9	+0.9
2016	171,049	+0.1	283,550	+1.1	+0.6
2017	175,332	+2.5	285,315	+0.6	+0.6
2018	178,123	+1.6	288,770	+1.2	+1.2
2019	182,639	+2.5	290,748	+0.7	+0.7
2020	177,470	▲2.8	290,305	▲0.2	▲0.2
2021	191,551	+7.9	292,677	+0.8	+0.8
2022	201,318	+5.1	298,627	+2.0	+1.6
2023	207,444	+3.0	304,484	+2.0	+1.5
2024	210,117	+1.3	309,426	+1.6	+1.6

^{※ 2008}年10月から2009年3月診療分までの6か月間のみ。※ 2016年度の「制度改正調整後伸び率」は、標準報酬月額の上限改定の影響(+0.5%)を除いた場合のもの。

^{※ 2022}年度及び2023年度の「制度改正調整後伸び率」は、適用拡大の影響(それぞれ+0.4%、+0.5%)を除いた場合のもの。

[参考データ11] 被用者保険の適用拡大

I1 被用者保険の適用拡大

改正のねらい

- 年金額の増加など、働くことで手厚い保障が受けられる方を増やします。
- 厚生年金や健康保険(被用者保険)の加入条件をよりわかりやすくシンプルにし、働く方が自分のライフスタイルに合わせて働き方を選びやすくします。
- 人口が減少する中で、事業所の人材確保に資する取組を進めます。

〔短時間労働者(パート労働者など)の厚生年金等の適用要件を改正〕-

撤廃

- ① 賃金が月額8.8万円(年収106万円相当)以上
- ② 週所定労働時間が20時間以上(雇用契約で判断)
- ③ 学生は適用対象外

段階的に撤廃

④ 51人以上の企業が適用対象

賃金要件

最低賃金が1,016円以上の地域では、週20時間働くと賃金要件(年額換算で約106万円)を満たすことから、全国の最低賃金が1,016円以上となることを見極めて撤廃 <公布から3年以内の政令で定める日から施行>

※ 最低賃金の減額特例の対象者は、申出により任意加入を可能に。

企業規模の要件

より円滑な施行ができるよう、段階的に撤廃

企業規模(常勤の従業員	実施時期	
500人超	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	2016年10月
100人超	- 約107万人一 - (実績値)_	2022年10月
50人超	· (入(共) —	2024年10月
35人超	約10万人	2027年10月
20人超	約15万人	2029年10月
10人超	約20万人	2032年10月
10人以下	約25万人	2035年10月

〔個人事業所の適用業種を拡大(フルタイムも含めた適用拡大)〕 -

常時5人以上の者を使用する事業所

- 法律で定める17業種 適用 (現行どおり) - 上記以外の業種 (※) 非適用 ⇒ 適用

※農業、林業、漁業、宿泊業、飲食サービス業 等

5 人未満の事業所 非適用 (現行どおり)

<2029年10月施行> ただし、経過措置として、 施行時に存在する事業所 は当面期限を定めず適用 除外。

※ これらの措置は、適用拡大の対象となる前の事業所が、 (支援策) 任意に短時間労働者への適用を行う場合にも活用可能とする。

被保険者への支援(就業調整を減らすための保険料調整)

適用拡大の対象となる比較的小規模な企業で働く短時間労働者に対し、 社会保険料による手取り減少の緩和で、就業調整を減らし、被用者保険 の持続可能性の向上につなげる観点から、3年間、保険料負担を国の 定める割合(下表)に軽減できる特例的・時限的な経過措置を設ける。 (事業主が労使折半を超えて一旦負担した保険料相当額を制度的に支援)

標準報酬月額 (年額換算)	8.8万 (106万)	9.8万 (118万)	10.4万 (125万)	11万 (132万)		12.6万 (151万)	
労働者の	50%	50%	50%	50%	50%	50%	50%
負担割合	→25%	→30%	→36%	→41%	→45%	→48%	

※3年目は軽減割合を半減

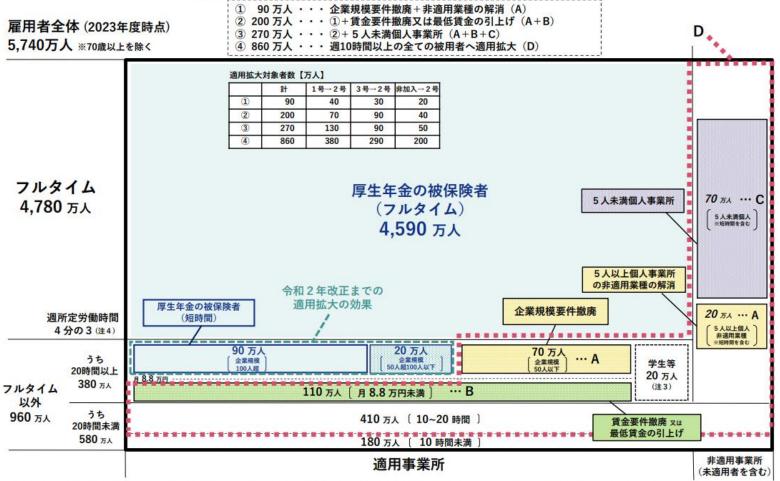
事業主への支援

被用者保険の適用に当たり、労働時間の延長や賃上げを通じて労働者の収入を増加させる事業主をキャリアアップ助成金により支援する措置を検討 (令和7年度中に実施、1人当たり最大75万円助成)

資料:2025年6月19日 厚牛労働省「第195回社会保障審議会医療保険部会 資料1 より抜粋

[参考データ12] 適用拡大対象者数

(参考)被用者保険の更なる適用拡大を行った場合の適用拡大対象者数



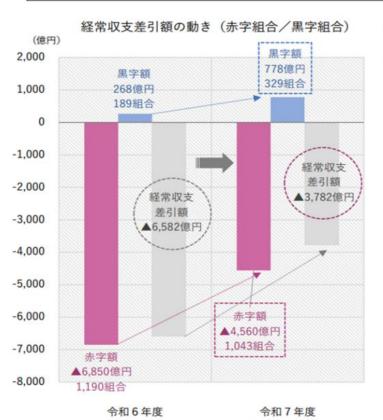
- 注1. 「労働力調査2023年平均」、「令和4年公的年金加入状況等調査」、「令和4年就業構造基本調査」、「令和3年経済センサス」等の特別集計等を用いて推計したもの。
- 注2. 斜体字は、「令和3年経済センサス」等を基にした推計値であり、他の数値と時点が異なることに留意が必要。
- 注3. 学生等には、雇用契約期間2ヶ月以下の者(更新等で同一事業所で2ヶ月以上雇用されている者は除く)が含まれている。
- 注4. 通常の労働者の週所定労働時間は、「令和5年就労条件総合調査」における労働者1人平均の値(39時間04分)としている。

資料:2024年7月3日厚牛労働省「第16回社会保障審議会年金部会 資料1 より抜粋

[参考データ13] 令和7年度健康保険組合予算編成状況

3. 令和7年度【予算】(早期集計):赤字1,043組合/黒字329組合の経常収支差引額

● 赤字組合は、前年度予算に比べ147組合減少して1,043組合 (構成比:76.0%) となり、赤字総額は2,291億円減の▲4,560億円となる見通し。一方、黒字組合は、140組合増加して329組合 (同24.0%)となり、黒字総額は510億円増の778億円。



【予算早期集計】

【予算】

	令和7年度予算 (早期集計)	令和6年度予算	対前年度差
経常収入(①)	9兆3,936億円	9兆0,057億円	3,878億円
経常支出(②)	9兆7,717億円	9兆6,640億円	1,078億円
経常収支差 (①-②)	▲3,782億円	▲6,582億円	2,800億円

経常収支差	赤字】
-------	-----

2総額	▲4,560億円	▲6,850億円	2,291億円
1合数	1,043組合	1,190組合	▲147組合
割合	76.0%	86.3%	▲10.3ポイント
	自合数	1,043組合	自合数 1,043組合 1,190組合

経常収支差【黒字】

黒字総額	778億円	268億円	510億円
黒字組合数	329組合	189組合	140組合
黒字組合の割合	24.0%	13.7%	10.3ポイント

- 1. 令和7年度予算早期集計の赤字・黒字組合数及び赤字・黒字額は、1,372組合ベース(推計) の値である。
- 2. 端数処理の関係上、合計が一致しない場合がある。

資料 : 2025年4月23日健保連公表資料「令和7年度健康保険組合予算編成状況 予算早期集計結果について」より抜粋

[参考データ14] 令和7年度健康保険組合予算編成状況 保険料率別組合数

表4 保険料率別組合数

	単一組	祖合	総合統	祖合		全組	祖合	
	7年度	6年度	7年度	6年度	7年度	構成割合(%)	6年度	構成割合(%)
6.0%未満	2	2	0	0	2	0.15	2	0.15
6.0%~6.5%未満	10	15	0	0	10	0.73	15	1.09
6.5%~7.0%未満	12	12	0	0	12	0.88	12	0.87
7.0%~7.5%未満	21	21	0	0	21	1.54	21	1.52
7.5%~8.0%未満	46	51	1	1	47	3.44	52	3.77
8.0%~8.5%未満	98	107	3	3	101	7.38	110	7.98
8.5%~9.0%未満	172	178	6	7	178	13.01	185	13.42
9.0%~9.5%未満	252	246	28	28	280	20.47	274	19.87
9.5%~10.0%未満	276	269	106	104	382	27.92	373	27.05
10.0%~10.5%未満	158	158	80	81	238	17.40	239	17.33
10.5%~11.0%未満	41	41	23	22	64	4.68	63	4.57
11.0%以上	25	25	8	8	33	2.41	33	2.39
ät	1,113	1,125	255	254	1,368	100.00	1,379	100.00
平均	9.21	9.18	9.88	9.87	9.34	_	9.31	_
協会けんぽ料率(10.0%)の組合数(再掲)	93	97	42	46	135	9.87	143	10.37
協会けんぽ料率(10.0%)超の組合数(再掲)	131	127	69	65	200	14.62	192	13.92
協会けんぽ料率(10.0%)以上の組合数(再掲)	224	224	111	111	335	24.49	335	24.29

- 1. 7年度欄については、予算データ報告があった組合(1,368組合)ベースの数値である。
- 2. 保険料率には調整保険料率が含まれる。
- 3. 構成割合は、小数点第3位以下を四捨五入しているため、内訳の合計が計に合わない場合もある。

資料: 2025年4月23日健保連公表資料「令和7年度健康保険組合予算編成状況 予算早期集計結果について」より抜粋

[参考データ15-1] 保健事業の一層の推進

保健事業の一層の推進について

- 協会ではこれまで、35歳以上の被保険者を対象とした生活習慣病予防健診、40歳以上の被扶養者を対象とした特定健診、特定保健指導を中心とした保健事業に注力してきたが、医療費の適正化及び加入者の健康の保持増進をより一層推進するうえでは、更なる健診・保健指導の実施率向上と重症化予防対策の充実を図るとともに、就労等により生活習慣が変化する20代から健康意識の醸成を図り、加入者の自主的な健康増進及び疾病予防の取組を推進することが必要である。
- また、国で整備が進められている医療DXのインフラも活用しつつ、より多くの加入者の健診結果等を若年から経年的に保有し、これらのビックデータを活用することで、保健事業の一層の推進を図る必要がある。
- これらのことを踏まえ、現役世代への取組をより一層推進する観点から、被保険者及び被扶養者を対象 に実施する健診体系の見直し及び重症化予防対策の充実を行う。

具体的な見直し(案)

被保険者

人間ドックに対する補助の実施

■ 一定の項目を網羅した人間ドックに対する補助を実施

若年層を対象とした健診の実施

■ 20歳、25歳、30歳に実施

生活習慣病予防健診の項目等の見直し

- ■「骨粗鬆症検診」を実施
- 検査項目や健診単価の検証・見直しの実施

被扶養者

被扶養者に対する健診の拡充

■ 被保険者に対する見直し後の人間ドックや生活習慣病予 防健診と同等の内容に拡充

重症化予防

がん検診項目受診後の受診勧奨の実施等

■ 「胸部X線検査」において要精密検査・要治療と判断されながら、医療機関への受診が確認できない者に対して受診勧 奨を実施

[参考データ15-2] 保健事業の一層の推進

実施内容について

令和フ年度

がん検診項目受診後の受診勧奨の実施等

- ▶「胸部X線検査」において要精密検査・要治療と判断されながら、医療機関への受診が確認できない者に対して受診勧奨を実施。なお、この取組については、令和6年度に保険者努力重点支援プロジェクトの中で、3支部(北海道・徳島・佐賀)において外部有識者の助言も得ながら実施中。
- ▶ 事業所に対するメンタルヘルスに関するセミナー及び出前講座の実施に係る体制を整備。

人間ドックに対する補助の実施

- ➤ 年齢や性別による健康課題に対する健診の選択肢の拡大と、より一層の健康意識の醸成及び実施率の向上を図るため、35歳以上の被保険者を対象に一定の項目を網羅した人間ドックに対する定額補助(25,000円)を実施。
- ▶ 円滑な制度開始及び健診実施機関の質の確保の観点から、人間ドック補助実施機関は日本人間ドック・予防医療学会等が実施する 第三者認証(健診施設機能評価等)を取得していることを条件にするほか、特定保健指導の実施体制を有すること等を条件とする。

令和8年度

若年層を対象とした健診の実施

- ▶ 就業等により生活習慣が大きく変化する若年層に対して、早期に生活習慣病対策を行うことや健康意識の向上等を目的に生活習慣病予防健診に新たに20歳、25歳、30歳の被保険者も対象とする。
- ▶ 検査項目については、国の指針等を踏まえ、生活習慣病予防健診の項目から、胃・大腸がん検診の検査項目を除いたものとする。

生活習慣病予防健診の項目等の見直し

- ▶ 健康日本21 (第三次)の内容等も踏まえ、40歳以上の偶数年齢の女性を対象に骨粗鬆症検診を実施する。
- ▶ 生活習慣病予防健診の検査項目や健診単価については、協会発足以来、見直しを行っていないことから、国の指針やマニュアル、人件費の高騰や診療報酬改定等を踏まえ、健診の内容及び費用について別途検証・見直しを行う。

令和9年度

被扶養者に対する健診の拡充

▶ 被扶養者に対する健診について、被保険者に対する見直し後の人間ドックや生活習慣病健診と同等の内容に拡充する。なお、現行の特定健診の枠組みは維持する。

所要見込み額 令和7年度0.1億円程度、令和8年度280億円程度、令和9年度160億円程度

令和7年9月10日(水) 第137回本部運営委員会 資料(資料1-2)より抜粋

協会けんぽ(医療分)の2024(令和6)年度決算を足元とした収支見通し (2025(令和7)年9月試算)について(概要)

今後10年間のごく粗い試算

赤(ケース I ~ II): ① 協会けんぽにおける実績を踏まえた試算

・ 青(ケース I a~Ⅲe, A, B):② 幅を持った試算

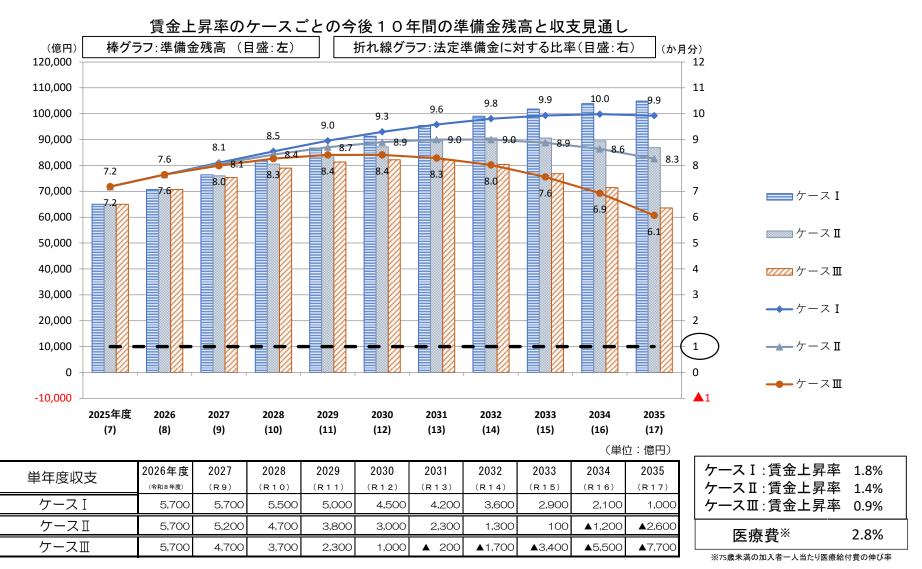
・ 黄(ケース I ~ □) : ③ 現状より労働参加が進む場合の「追加ケース」の試算

※掲載ページ

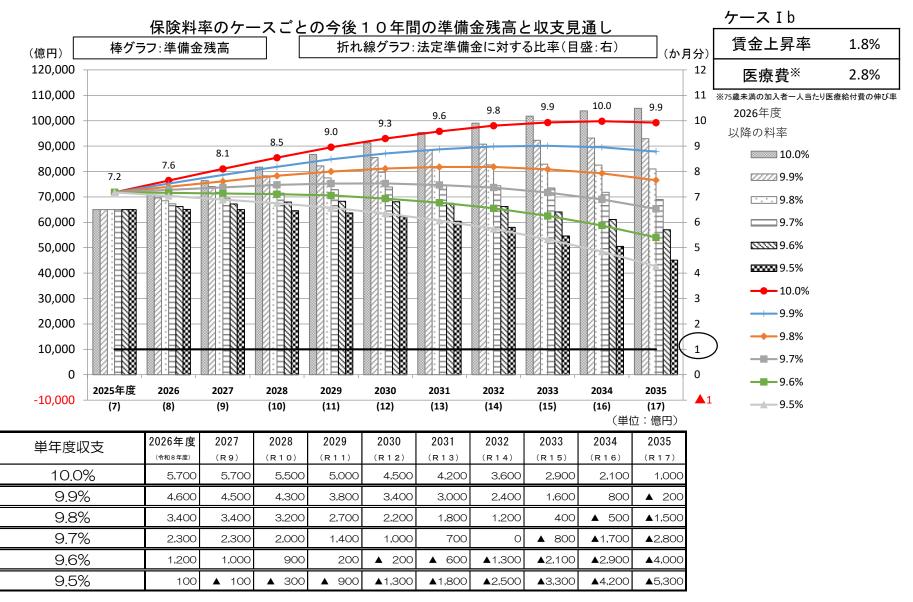
				75歳未満一人当たり医療給付費の伸び(%)									
	ケーフ	ζ	0.5%	1.0%	1.4%	1.9%	2.3%~ 2.4%	2.8%	3.2%~ 3.3%	3.7%	4.2%	4.6%	5.1%
	Α	2.3							A(b) 医 3.3 賃 2.3 差 1.0	賃 2.3	賃 2.3		A(e) 医 5.1 賃 2.3 差 2.8
賃金	I	1.8					I a 医 2.3 賃 1.8 差 0.5		賃 1.8	賃 1.8		I e 医 4.6 賃 1.8 差 2.8	
上昇率(п	1.4				II a 医 1.9 賃 1.4 差 0.5	賃 1.4	II c 医 2.8 賃 1.4 差 1.4	賃 1.4		II e 医 4.2 賃 1.4 差 2.8		
(%)	ш	0.9			Ⅲ a 医 1.4 賃 0.9 差 0.5	賃 0.9	賃 0.9	賃 0.9		Ⅲ e 医 3.7 賃 0.9 差 2.8			
	В	0.0	B(a) 医 0.5 賃 0.0 差 0.5	賃 0.0	賃 0.0	賃 0.0		B(e) 医 2.8 賃 0.0 差 2.8					

医:75歳未満一人当たり医療給付費の伸び(%)

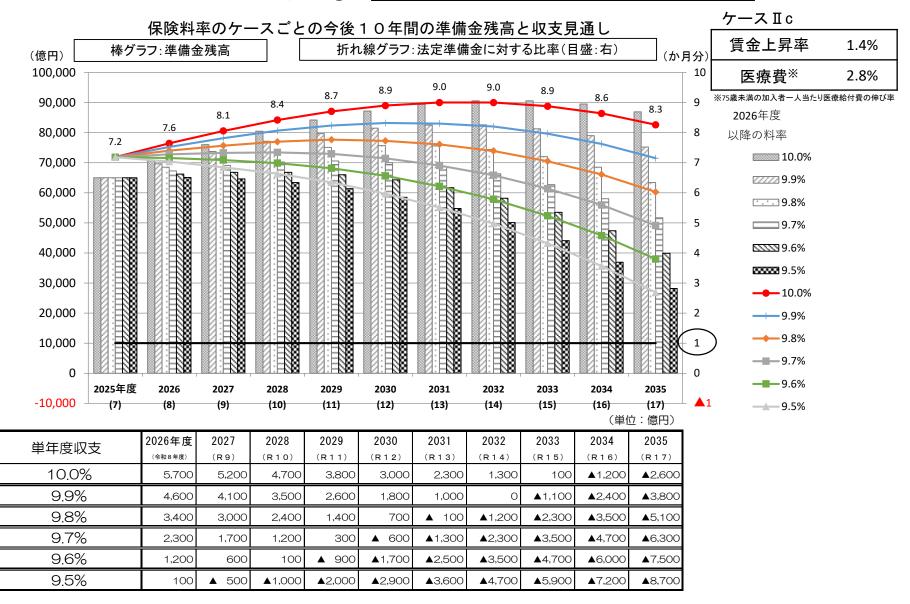
賃:賃金上昇率(%) 差:「医」と「賃」の差



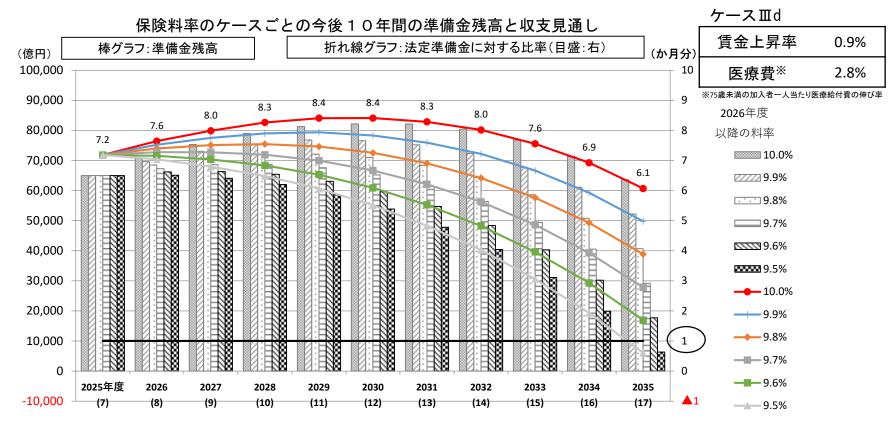
注. 2027年以降の賃金上昇率は各ケースごとに設定、2027年以降の75歳未満の加入者一人当たり医療給付費の伸び率は2.8%、2027年以降の75歳以上の加入者一人当たり医療給付費の伸び率は0.6%、「日本の将来推計人口」(2023年4月 国立社会保障・人口問題研究所)出生中位(死亡中位)を前提とした試算。



注. 2027年以降の賃金上昇率は各ケースごとに設定、2027年以降の75歳未満の加入者一人当たり医療給付費の伸び率は2.8%、2027年以降の75歳以上の加入者一人当たり医療給付費の伸び率は0.6%、「日本の将来推計人口」(2023年4月 国立社会保障・人口問題研究所)出生中位(死亡中位)を前提とした試算。

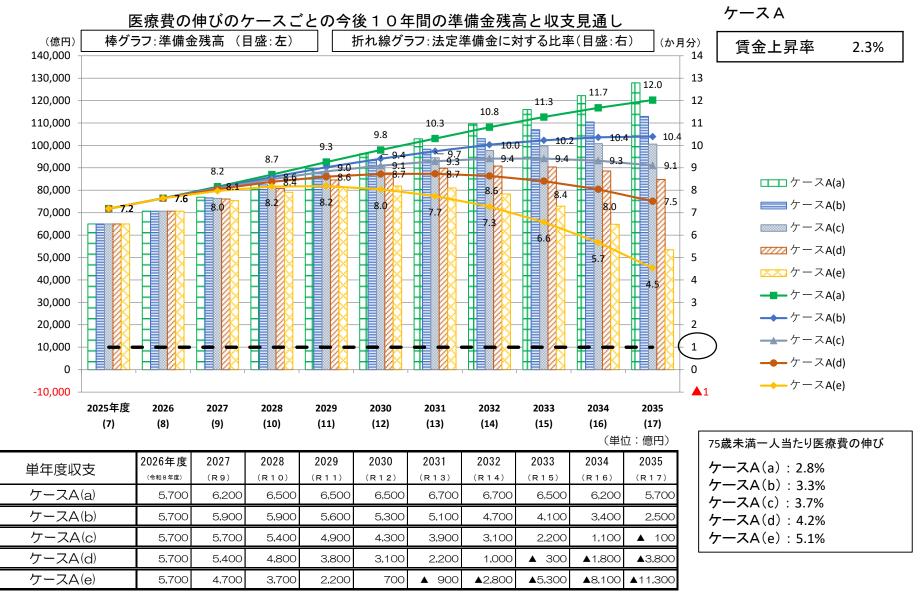


注. 2027年以降の賃金上昇率は各ケースごとに設定、2027年以降の75歳未満の加入者一人当たり医療給付費の伸び率は2.8%、2027年以降の75歳以上の加入者一人当たり医療給付費の伸び率は0.6%、「日本の将来推計人口」(2023年4月 国立社会保障・人口問題研究所)出生中位(死亡中位)を前提とした試算。



単年度収支	2026年度	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035
	(令和8年度)	(R9)	(R10)	(R11)	(R12)	(R13)	(R14)	(R15)	(R16)	(R17)
10.0%	5,700	4,700	3,700	2,300	1,000	A 200	▲ 1,700	▲3,400	▲ 5,500	▲ 7,700
9.9%	4,600	3,600	2,500	1,100	▲ 100	▲ 1,300	▲2,800	▲ 4,500	▲ 6,600	▲ 9,000
9.8%	3,400	2,400	1,400	0	▲ 1,300	▲2,500	▲3,900	▲ 5,800	▲ 7,700	▲ 10,100
9.7%	2,300	1,200	300	▲ 1,100	▲ 2,400	▲3,600	▲ 5,100	▲ 6,900	▲8,900	▲ 11,200
9.6%	1,200	100	▲ 900	▲ 2,200	▲3,600	▲ 4,700	▲ 6,300	▲ 8,100	▲ 10,100	▲ 12,400
9.5%	100	▲ 1,000	▲ 2,000	▲ 3,400	▲ 4,700	▲ 5,900	▲ 7,500	▲ 9,200	▲ 11,300	▲ 13,600

注. 2027年以降の賃金上昇率は各ケースごとに設定、2027年以降の75歳未満の加入者一人当たり医療給付費の伸び率は2.8%、2027年以降の75歳以上の加入者一人当たり医療給付費の伸び率は0.6%、「日本の将来推計人口」(2023年4月 国立社会保障・人口問題研究所)出生中位(死亡中位)を前提とした試算。



注. 2027年以降の賃金上昇率は2.3%、2027年以降の75歳未満の加入者一人当たり医療給付費の伸び率は各ケースごとに設定、2027年以降の75歳以上の加入者一人当たり医療給付費の伸び率は0.6%、「日本の将来推計人口」(2023年4月 国立社会保障・人口問題研究所)出生中位(死亡中位)を前提とした試算。

9.6%

9.5%

1,200

100

1,600

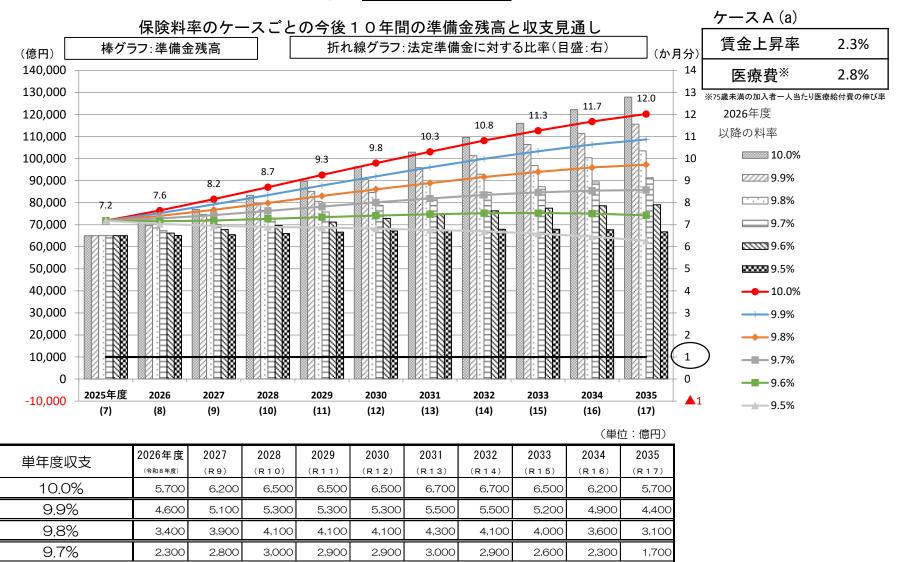
500

1,800

600

1,800

600



1,800

600

1,700

400

1,300

100

1,000

300

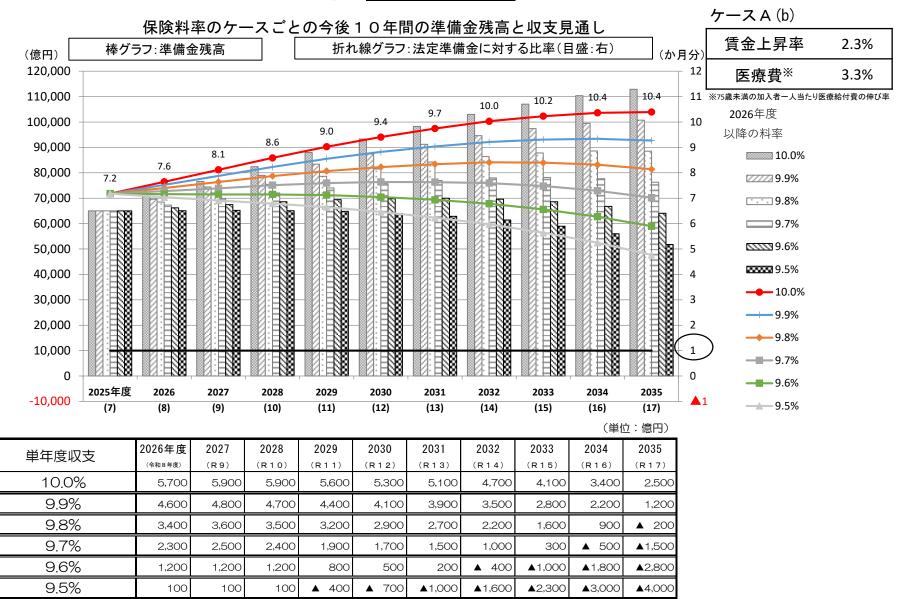
400

900

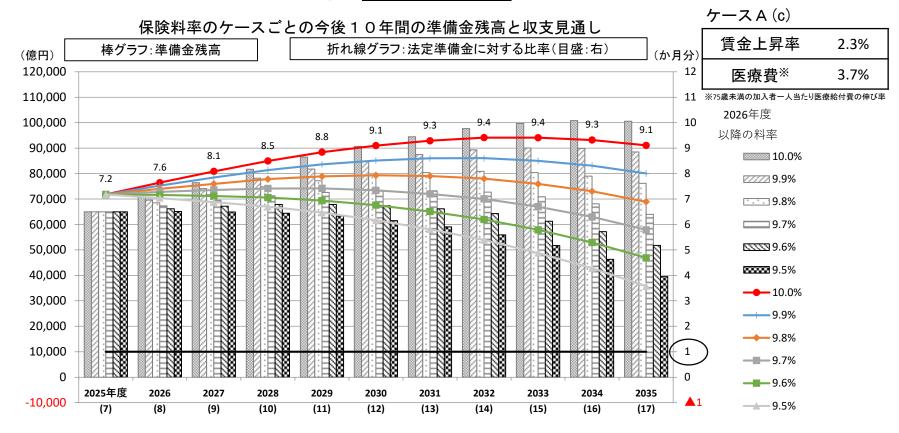
1,700

500

注. 2027年以降の賃金上昇率は2.3%、2027年以降の75歳未満の加入者一人当たり医療給付費の伸び率は各ケースごとに設定、2027年以降の75歳以上の加入者一人当たり医療給付費の伸び率は0.6%、「日本の将来推計人口」(2023年4月 国立社会保障・人口問題研究所)出生中位(死亡中位)を前提とした試算。

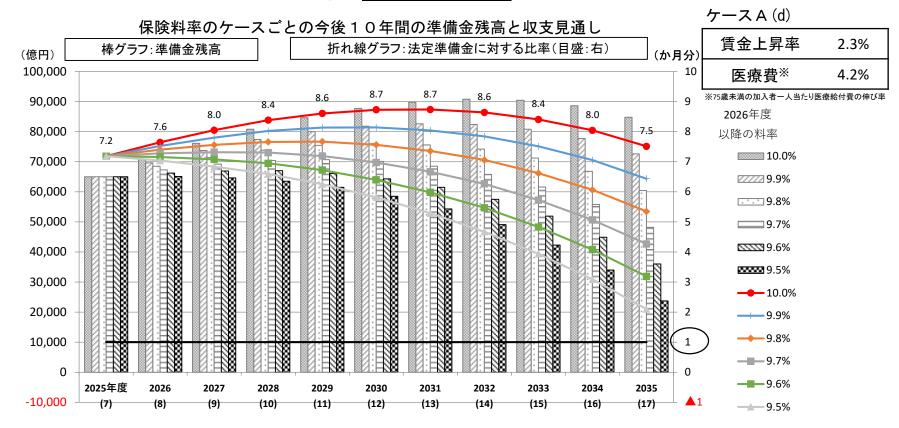


注. 2027年以降の賃金上昇率は2.3%、2027年以降の75歳未満の加入者一人当たり医療給付費の伸び率は各ケースごとに設定、2027年以降の75歳以上の加入者一人当たり医療給付費の伸び率は0.6%、「日本の将来推計人口」(2023年4月 国立社会保障・人口問題研究所)出生中位(死亡中位)を前提とした試算。



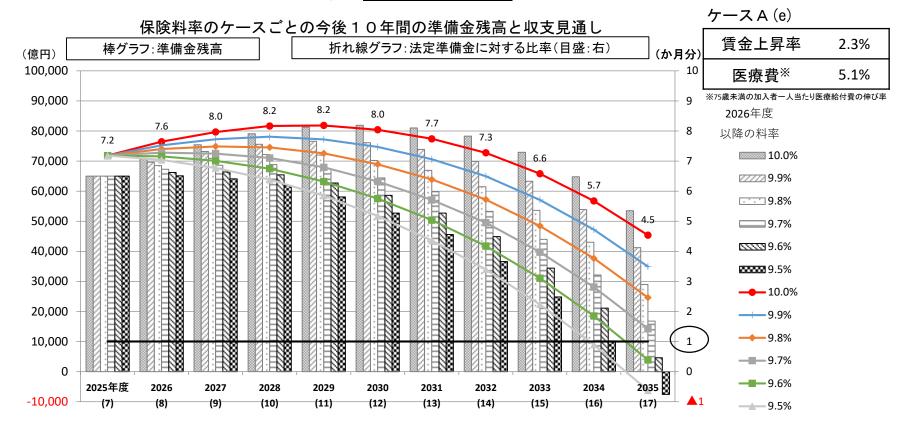
単年度収支	2026年度	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035
	(令和8年度)	(R9)	(R10)	(R11)	(R12)	(R13)	(R14)	(R15)	(R16)	(R17)
10.0%	5,700	5,700	5,400	4,900	4,300	3,900	3,100	2,200	1,100	▲ 100
9.9%	4,600	4,500	4,200	3,700	3,100	2,600	1,800	900	A 200	▲ 1,500
9.8%	3,400	3,400	3,100	2,400	1,900	1,300	600	4 400	▲ 1,400	▲2,800
9.7%	2,300	2,100	1,900	1,200	700	100	▲ 700	▲ 1,700	▲ 2,700	▲ 4,100
9.6%	1,200	1,000	800	0	▲ 600	▲ 1,100	▲ 1,900	▲2,900	▲ 4,100	▲ 5,400
9.5%	100	1 00	A 400	▲ 1,100	▲ 1,800	▲2,300	▲3,100	▲ 4,200	▲ 5,300	▲ 6,700

注. 2027年以降の賃金上昇率は2.3%、2027年以降の75歳未満の加入者一人当たり医療給付費の伸び率は各ケースごとに設定、2027年以降の75歳以上の加入者一人当たり医療給付費の伸び率は0.6%、「日本の将来推計人口」(2023年4月 国立社会保障・人口問題研究所)出生中位(死亡中位)を前提とした試算。



									(+1	ロ・同コン
単年度収支	2026年度	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035
	(令和8年度)	(R9)	(R10)	(R11)	(R12)	(R13)	(R14)	(R15)	(R16)	(R17)
10.0%	5,700	5,400	4,800	3,800	3,100	2,200	1,000	▲ 300	▲ 1,800	▲3,800
9.9%	4,600	4,200	3,600	2,700	1,800	1,000	A 200	▲ 1,500	▲3,100	▲ 5,100
9.8%	3,400	3,000	2,500	1,500	600	▲ 300	▲ 1,400	▲2,900	▲ 4,400	▲ 6,400
9.7%	2,300	1,800	1,300	300	A 600	▲ 1,500	▲2,700	▲ 4,200	▲ 5,600	▲ 7,700
9.6%	1,200	700	200	A 900	▲ 1,800	▲ 2,700	▲ 4,000	▲ 5,400	▲ 7,000	▲ 9,000
9.5%	100	▲ 500	▲ 1,000	▲2,100	▲3,000	▲3,900	▲ 5,200	▲ 6,700	▲ 8,300	▲ 10,300

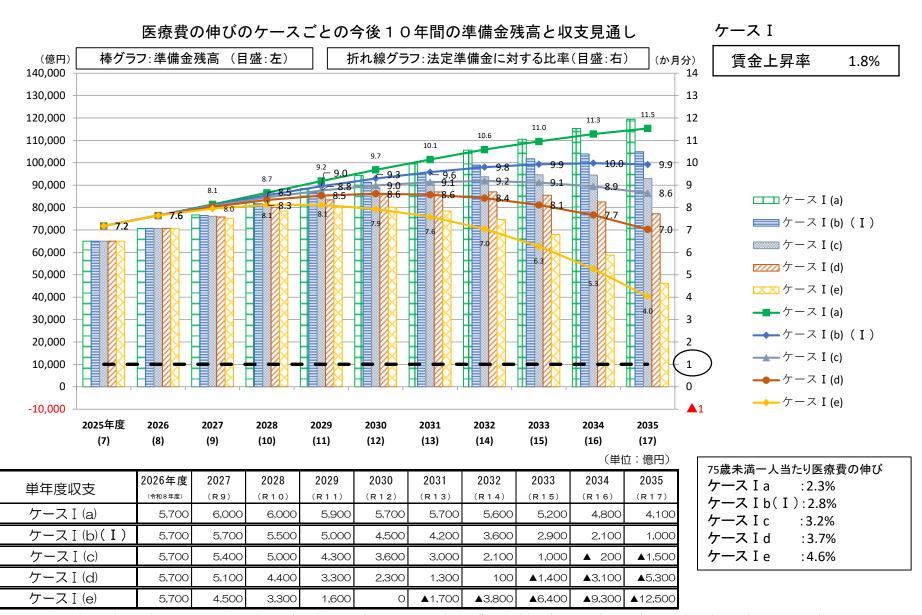
注. 2027年以降の賃金上昇率は2.3%、2027年以降の75歳未満の加入者一人当たり医療給付費の伸び率は各ケースごとに設定、2027年以降の75歳以上の加入者一人当たり医療給付費の伸び率は0.6%、「日本の将来推計人口」(2023年4月 国立社会保障・人口問題研究所)出生中位(死亡中位)を前提とした試算。



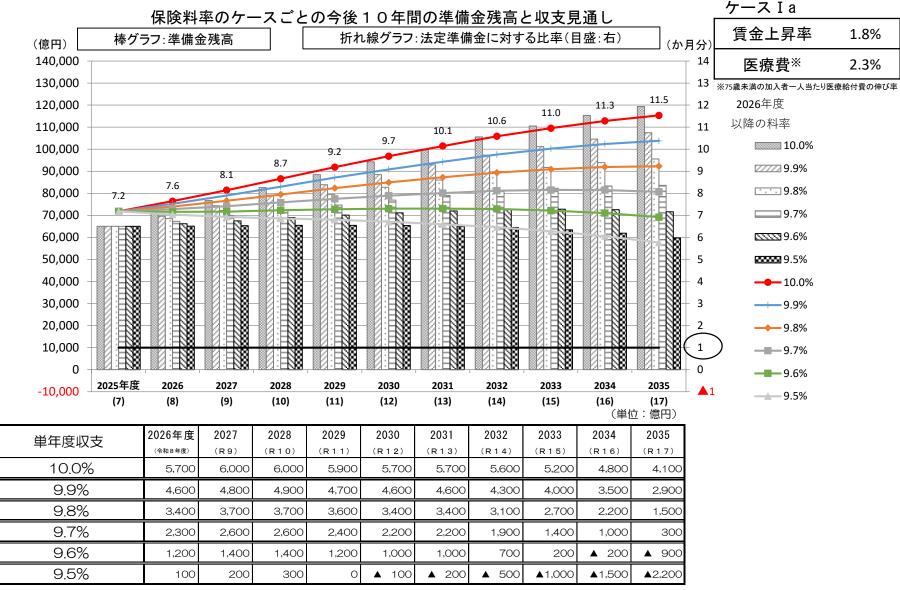
単年度収支	2026年度	2027 (R9)	2028 (R 1 0)	2029 (R 1 1)	2030 (R 1 2)	2031 (R 1 3)	2032 (R 1 4)	2033 (R 1 5)	2034 (R 1 6)	2035 (R 1 7)
10.0%	5,700	4,700	3,700	2,200	700	A 900	▲ 2,800	▲ 5,300	▲8,100	▲ 11,300
9.9%	4,600	3,600	2,600	1,000	▲ 500	▲2,100	▲ 4,000	▲ 6,600	▲ 9,400	▲ 12,700
9.8%	3,400	2,400	1,400	A 200	▲ 1,700	▲3,300	▲ 5,200	▲ 7,800	▲ 10,600	▲ 14,000
9.7%	2,300	1,300	300	▲ 1,400	▲2,900	▲ 4,500	▲ 6,600	▲9,200	▲ 11,900	▲ 15,300
9.6%	1,200	100	A 900	▲2,500	▲ 4,200	▲ 5,800	▲ 7,800	▲ 10,400	▲ 13,300	▲ 16,600
9.5%	100	▲ 1,000	▲ 2,100	▲3,700	▲ 5,400	▲ 7,000	▲9,100	▲ 11,700	▲ 14,600	▲ 18,000

注. 2027年以降の賃金上昇率は2.3%、2027年以降の75歳未満の加入者一人当たり医療給付費の伸び率は各ケースごとに設定、2027年以降の75歳以上の加入者一人当たり医療給付費の伸び率は0.6%、「日本の将来推計人口」(2023年4月 国立社会保障・人口問題研究所)出生中位(死亡中位)を前提とした試算。

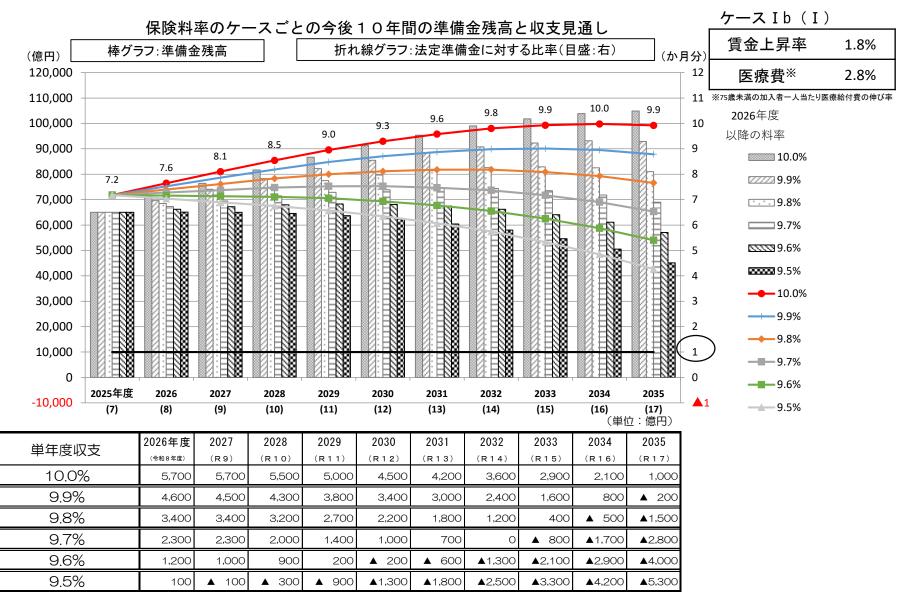
今後10年間のごく粗い試算



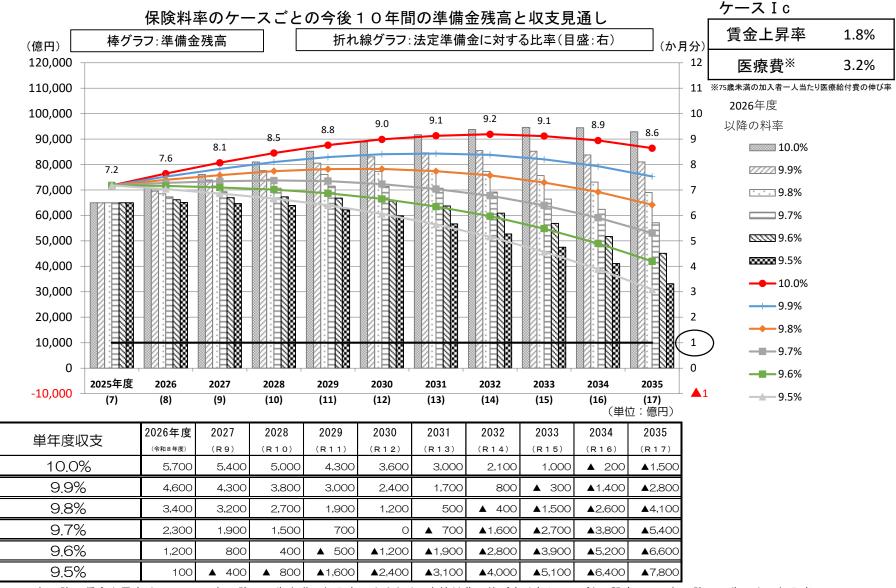
注. 2027年以降の賃金上昇率は1.8%、2027年以降の75歳未満の加入者一人当たり医療給付費の伸び率は各ケースごとに設定、2027年以降の75歳以上の加入者一人当たり医療給付費の伸び率は0.6%、「日本の将来推計人口」(2023年4月 国立社会保障・人口問題研究所)出生中位(死亡中位)を前提とした試算。



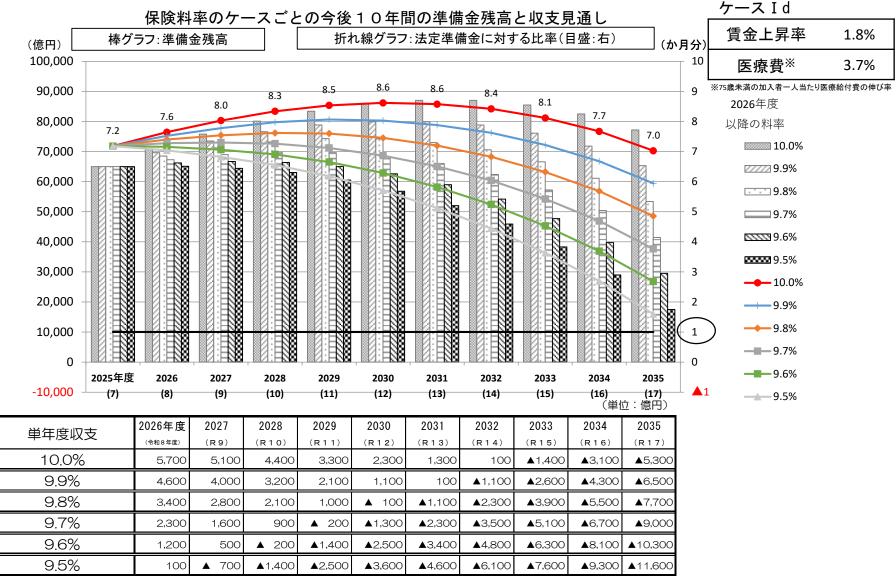
注. 2027年以降の賃金上昇率は1.8%、2027年以降の75歳未満の加入者一人当たり医療給付費の伸び率は各ケースごとに設定、2027年以降の75歳以上の加入者一人当たり医療給付費の伸び率は0.6%、「日本の将来推計人口」(2023年4月 国立社会保障・人口問題研究所)出生中位(死亡中位)を前提とした試算。



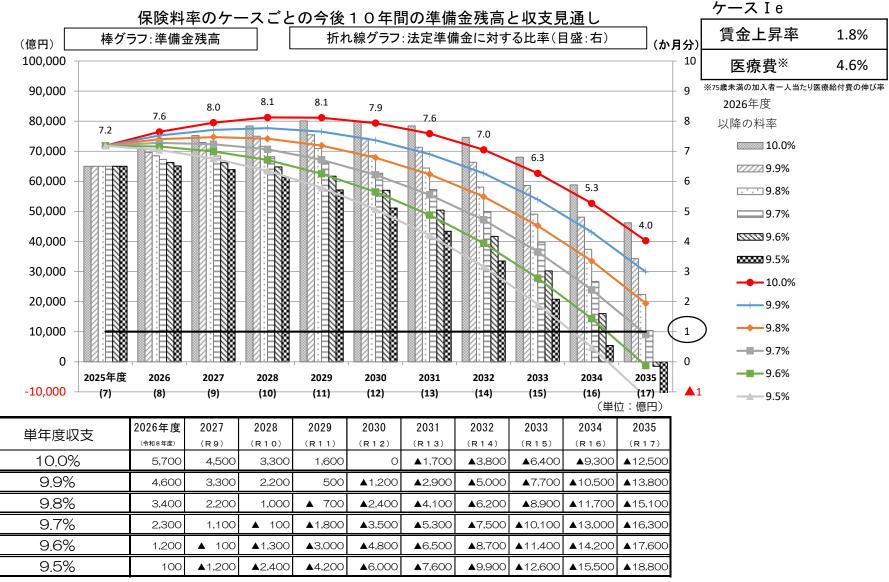
注. 2027年以降の賃金上昇率は1.8%、2027年以降の75歳未満の加入者一人当たり医療給付費の伸び率は各ケースごとに設定、2027年以降の75歳以上の加入者一人当たり医療給付費の伸び率は0.6%、「日本の将来推計人口」(2023年4月 国立社会保障・人口問題研究所)出生中位(死亡中位)を前提とした試算。



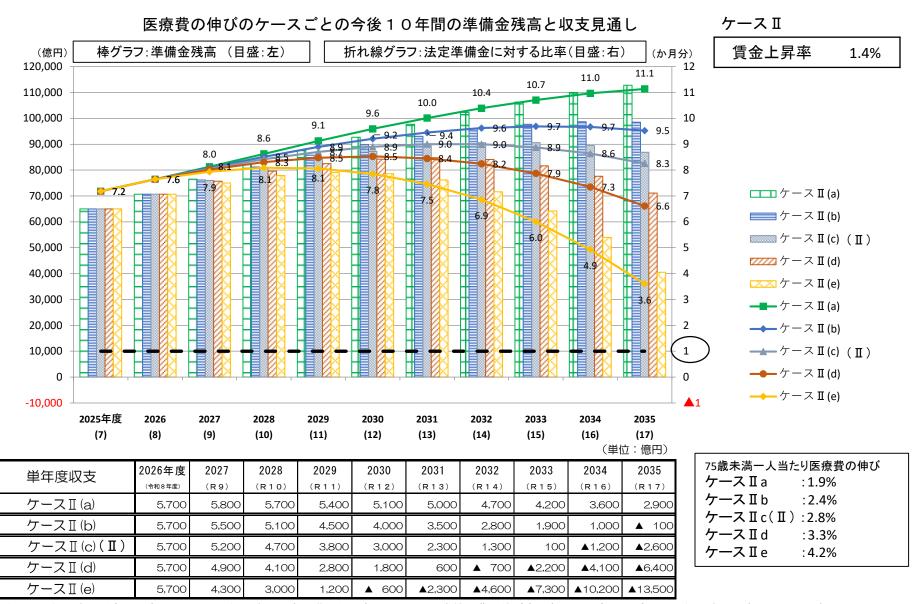
注. 2027年以降の賃金上昇率は1.8%、2027年以降の75歳未満の加入者一人当たり医療給付費の伸び率は各ケースごとに設定、2027年以降の75歳以上の加入者一人当たり医療給付費の伸び率は0.6%、「日本の将来推計人口」(2023年4月 国立社会保障・人口問題研究所)出生中位(死亡中位)を前提とした試算。



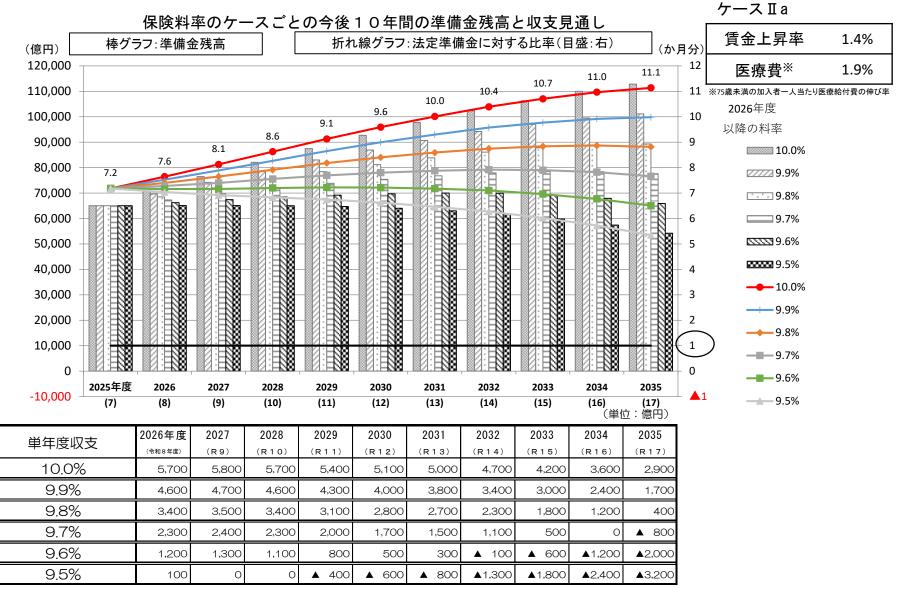
注. 2027年以降の賃金上昇率は1.8%、2027年以降の75歳未満の加入者一人当たり医療給付費の伸び率は各ケースごとに設定、2027年以降の75歳以上の加入者一人当たり医療給付費の伸び率は0.6%、「日本の将来推計人口」(2023年4月 国立社会保障・人口問題研究所)出生中位(死亡中位)を前提とした試算。



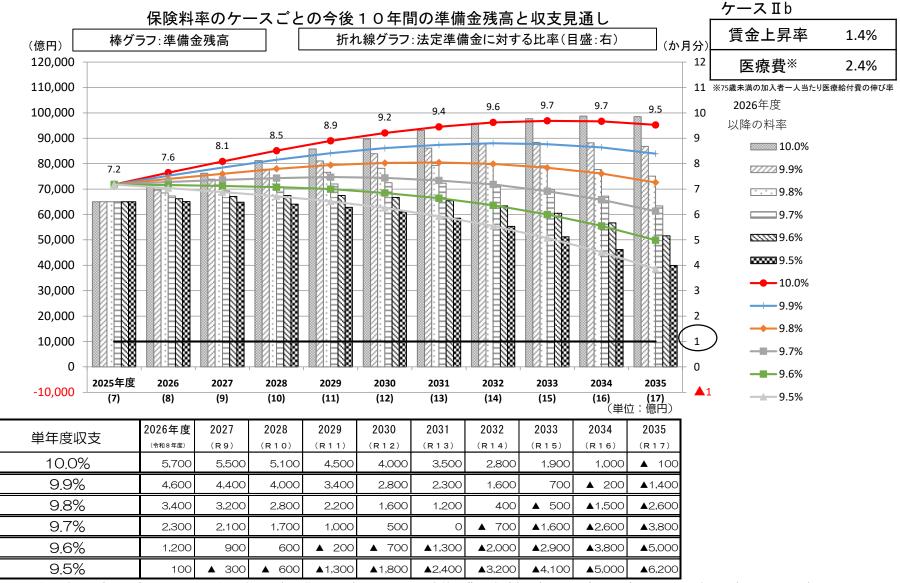
注. 2027年以降の賃金上昇率は1.8%、2027年以降の75歳未満の加入者一人当たり医療給付費の伸び率は各ケースごとに設定、2027年以降の75歳以上の加入者一人当たり医療給付費の伸び率は0.6%、「日本の将来推計人口」(2023年4月 国立社会保障・人口問題研究所)出生中位(死亡中位)を前提とした試算。



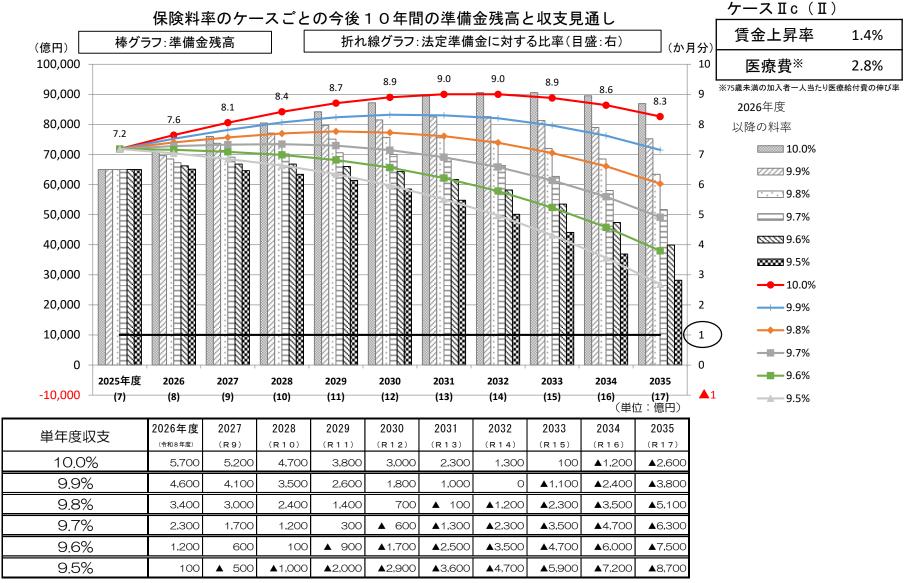
注. 2027年以降の賃金上昇率は1.4%、2027年以降の75歳未満の加入者一人当たり医療給付費の伸び率は各ケースごとに設定、2027年以降の75歳以上の加入者一人当たり医療給付費の伸び率は0.6%、「日本の将来推計人口」(2023年4月 国立社会保障・人口問題研究所)出生中位(死亡中位)を前提とした試算。



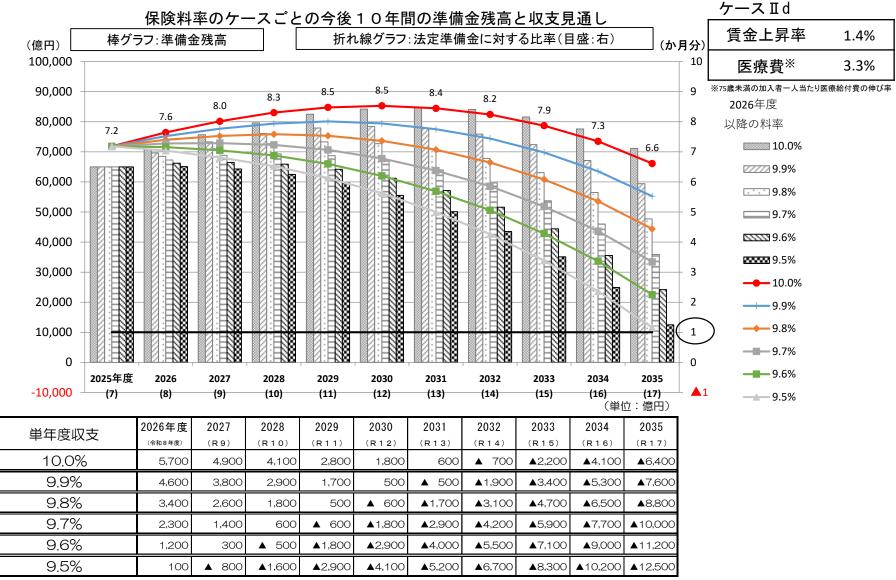
注. 2027年以降の賃金上昇率は1.4%、2027年以降の75歳未満の加入者一人当たり医療給付費の伸び率は各ケースごとに設定、2027年以降の75歳以上の加入者一人当たり医療給付費の伸び率は0.6%、「日本の将来推計人口」(2023年4月 国立社会保障・人口問題研究所)出生中位(死亡中位)を前提とした試算。



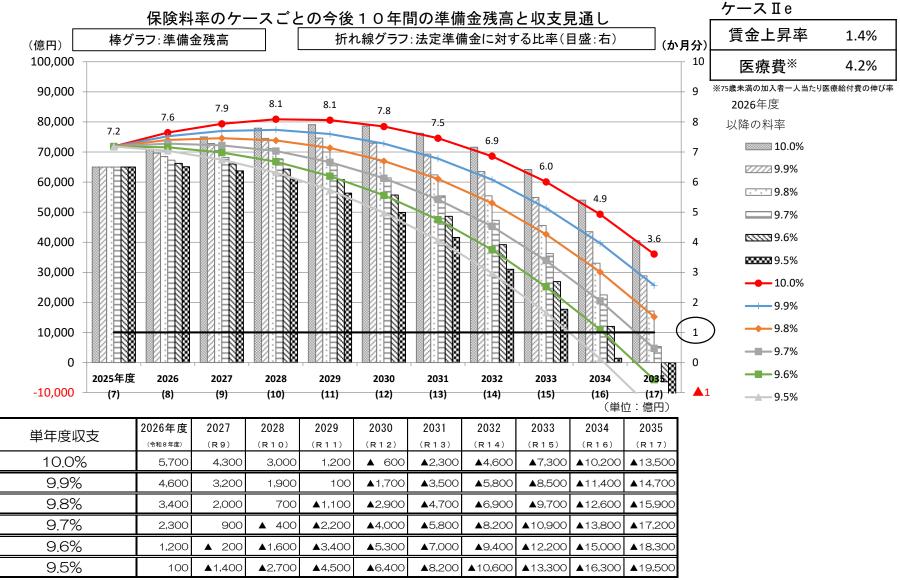
注. 2027年以降の賃金上昇率は1.4%、2027年以降の75歳未満の加入者一人当たり医療給付費の伸び率は各ケースごとに設定、2027年以降の75歳以上の加入者一人当たり医療給付費の伸び率は0.6%、「日本の将来推計人口」(2023年4月 国立社会保障・人口問題研究所)出生中位(死亡中位)を前提とした試算。



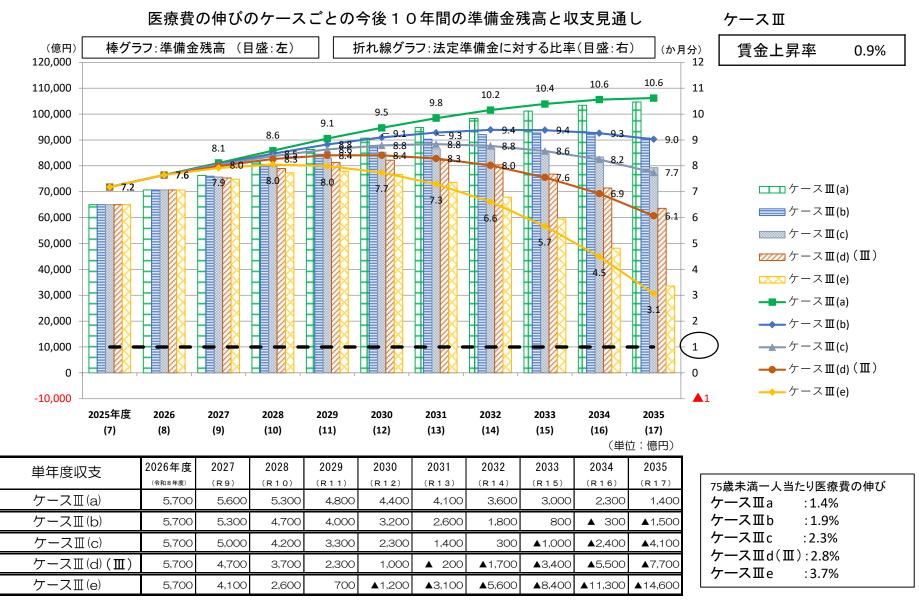
注. 2027年以降の賃金上昇率は1.4%、2027年以降の75歳未満の加入者一人当たり医療給付費の伸び率は各ケースごとに設定、2027年以降の75歳以上の加入者一人当たり医療給付費の伸び率は0.6%、「日本の将来推計人口」(2023年4月 国立社会保障・人口問題研究所)出生中位(死亡中位)を前提とした試算。



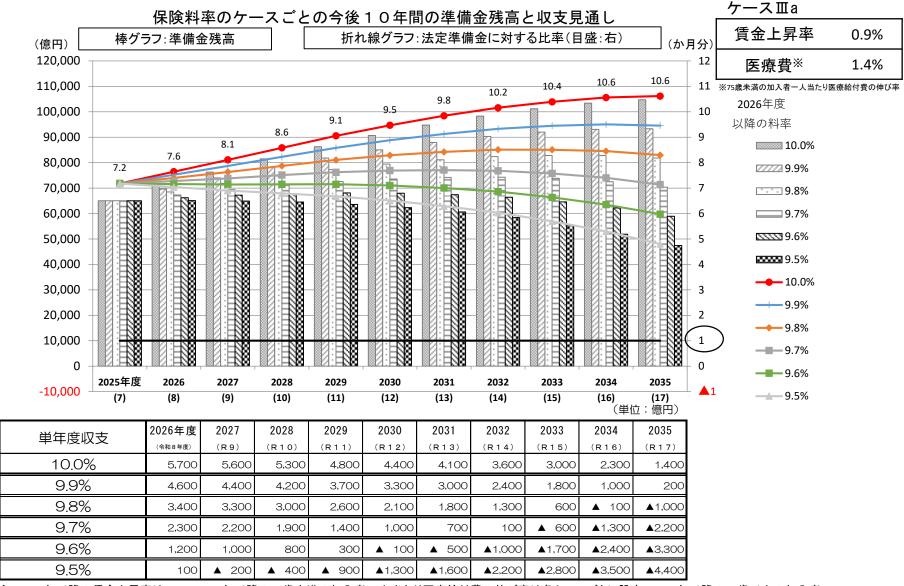
注. 2027年以降の賃金上昇率は1.4%、2027年以降の75歳未満の加入者一人当たり医療給付費の伸び率は各ケースごとに設定、2027年以降の75歳以上の加入者一人当たり医療給付費の伸び率は0.6%、「日本の将来推計人口」(2023年4月 国立社会保障・人口問題研究所)出生中位(死亡中位)を前提とした試算。



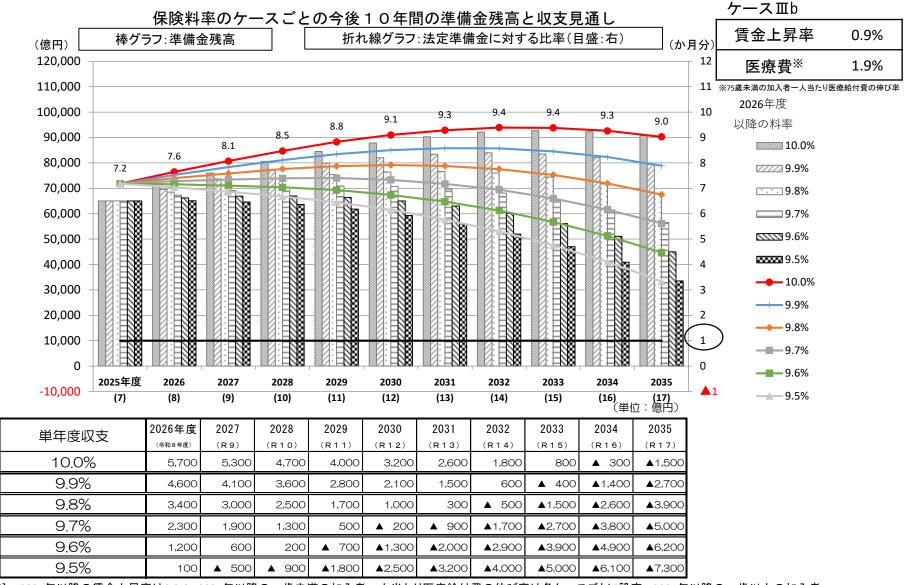
注. 2027年以降の賃金上昇率は1.4%、2027年以降の75歳未満の加入者一人当たり医療給付費の伸び率は各ケースごとに設定、2027年以降の75歳以上の加入者一人当たり医療給付費の伸び率は0.6%、「日本の将来推計人口」(2023年4月 国立社会保障・人口問題研究所)出生中位(死亡中位)を前提とした試算。



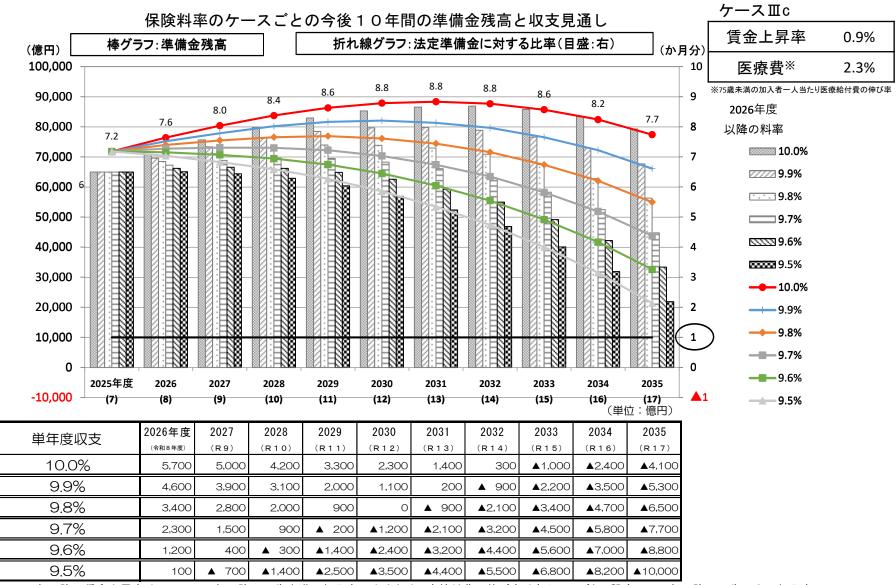
注. 2027年以降の賃金上昇率は0.9%、2027年以降の75歳未満の加入者一人当たり医療給付費の伸び率は各ケースごとに設定、2027年以降の75歳以上の加入者一人当たり医療給付費の伸び率は0.6%、「日本の将来推計人口」(2023年4月 国立社会保障・人口問題研究所)出生中位(死亡中位)を前提とした試算。



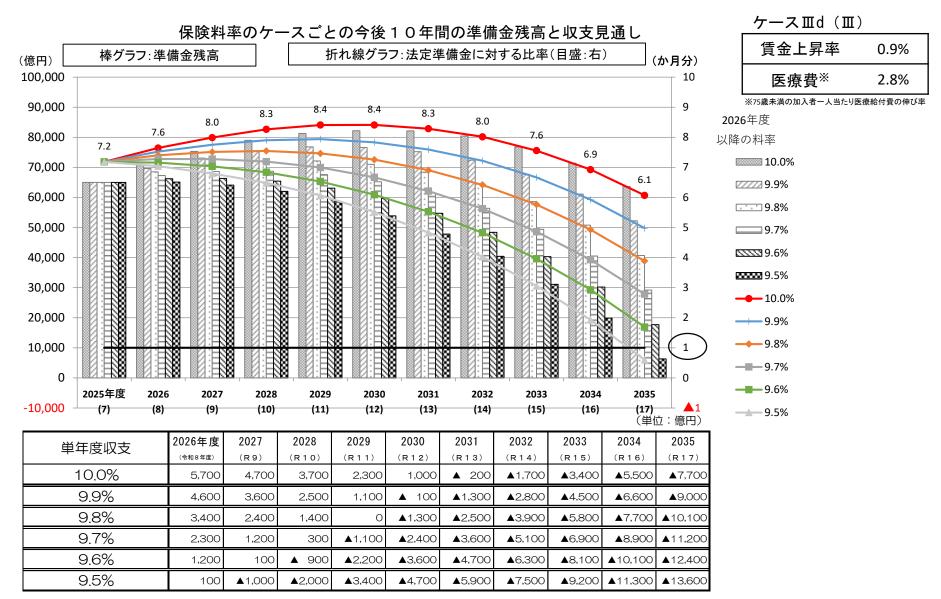
注. 2027年以降の賃金上昇率は0.9%、2027年以降の75歳未満の加入者一人当たり医療給付費の伸び率は各ケースごとに設定、2027年以降の75歳以上の加入者一人当たり医療給付費の伸び率は0.6%、「日本の将来推計人口」(2023年4月 国立社会保障・人口問題研究所)出生中位(死亡中位)を前提とした試算。



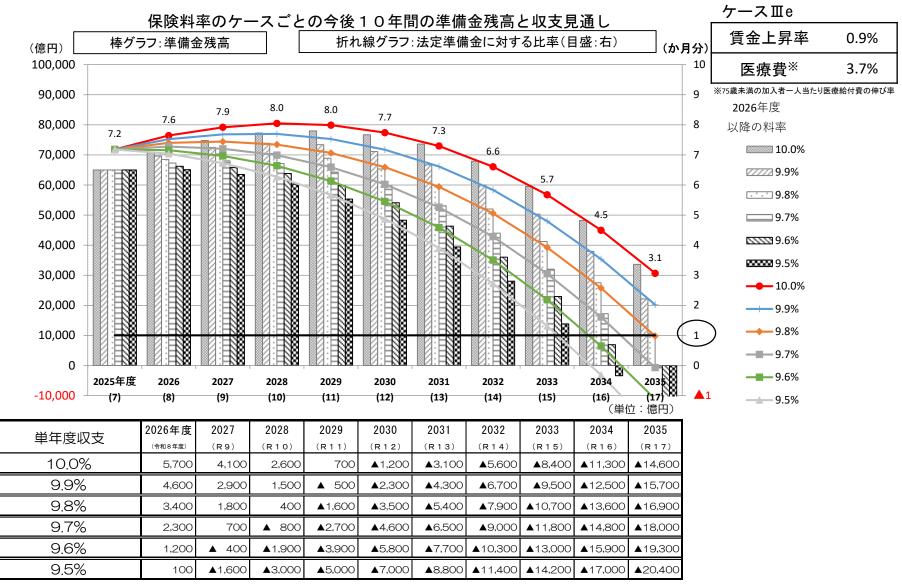
注. 2027年以降の賃金上昇率は0.9%、2027年以降の75歳未満の加入者一人当たり医療給付費の伸び率は各ケースごとに設定、2027年以降の75歳以上の加入者一人当たり医療給付費の伸び率は0.6%、「日本の将来推計人口」(2023年4月 国立社会保障・人口問題研究所)出生中位(死亡中位)を前提とした試算。



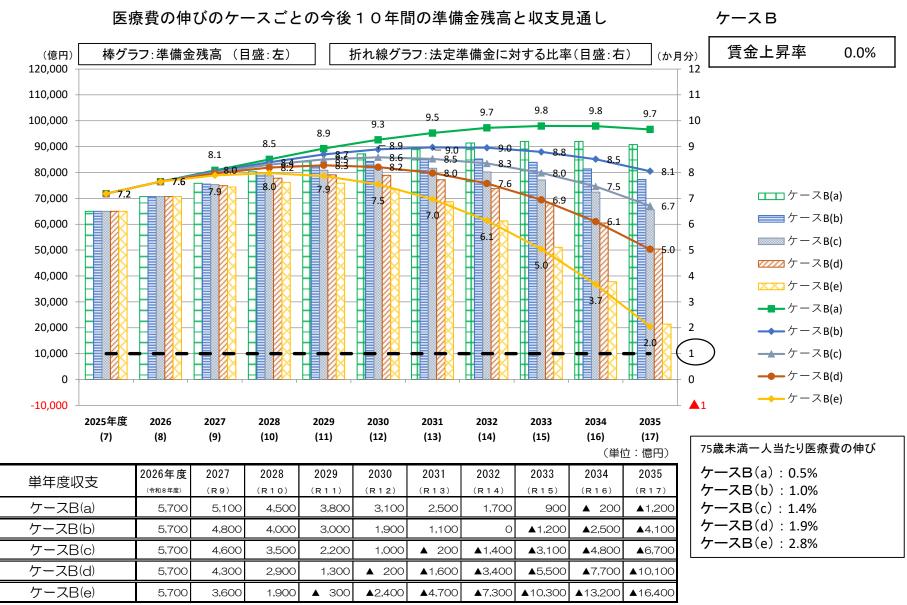
注. 2027年以降の賃金上昇率は0.9%、2027年以降の75歳未満の加入者一人当たり医療給付費の伸び率は各ケースごとに設定、2027年以降の75歳以上の加入者一人当たり医療給付費の伸び率は0.6%、「日本の将来推計人口」(2023年4月 国立社会保障・人口問題研究所)出生中位(死亡中位)を前提とした試算。



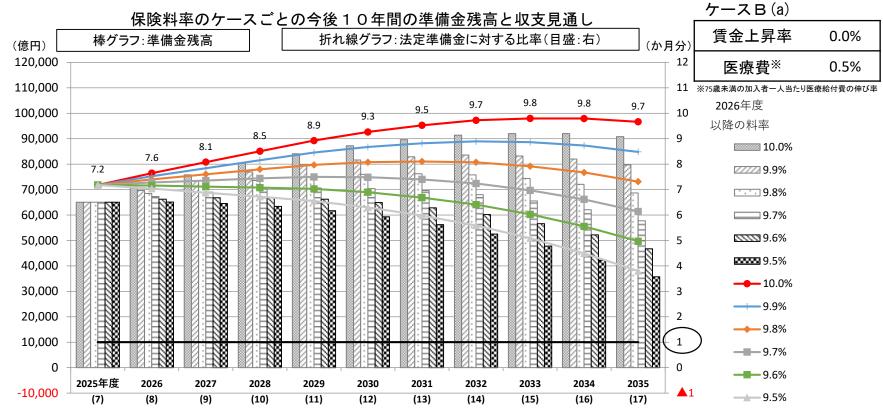
注. 2027年以降の賃金上昇率は0.9%、2027年以降の75歳未満の加入者一人当たり医療給付費の伸び率は各ケースごとに設定、2027年以降の75歳以上の加入者一人当たり医療給付費の伸び率は0.6%、「日本の将来推計人口」(2023年4月 国立社会保障・人口問題研究所)出生中位(死亡中位)を前提とした試算。



注. 2027年以降の賃金上昇率は0.9%、2027年以降の75歳未満の加入者一人当たり医療給付費の伸び率は各ケースごとに設定、2027年以降の75歳以上の加入者一人当たり医療給付費の伸び率は0.6%、「日本の将来推計人口」(2023年4月 国立社会保障・人口問題研究所)出生中位(死亡中位)を前提とした試算。



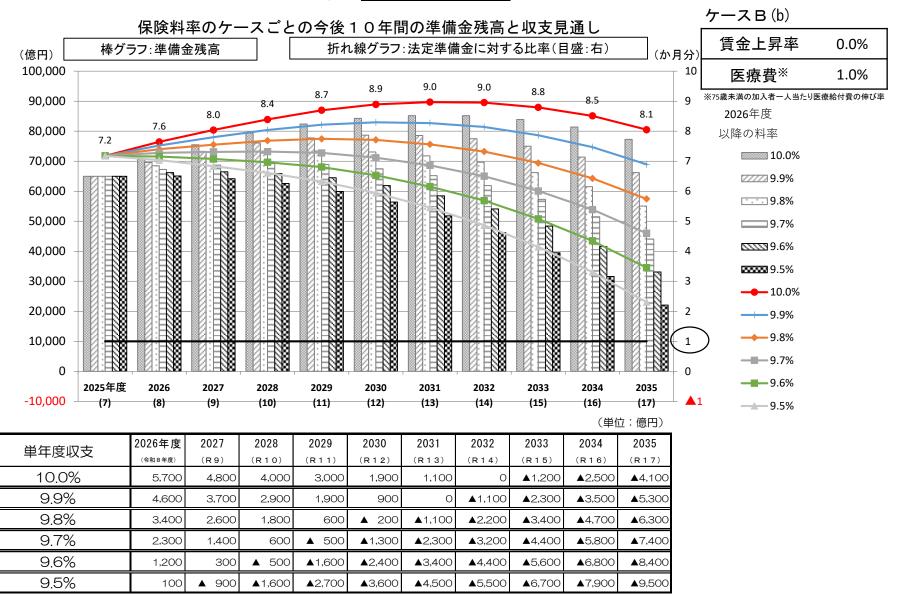
注. 2027年以降の賃金上昇率は0.0%、2027年以降の75歳未満の加入者一人当たり医療給付費の伸び率は各ケースごとに設定、2027年以降の75歳以上の加入者一人当たり医療給付費の伸び率は0.6%、「日本の将来推計人口」(2023年4月 国立社会保障・人口問題研究所)出生中位(死亡中位)を前提とした試算。



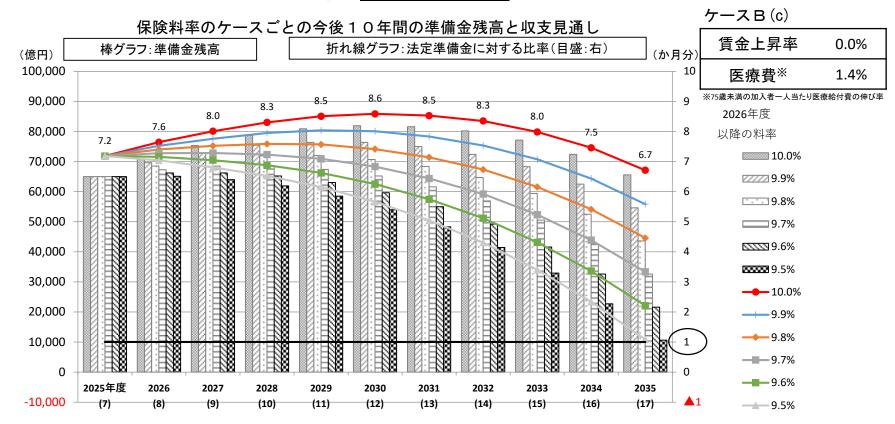
(単位:億円)

単年度収支	2026年度	2027 (R9)	2028 (R 1 0)	2029 (R 1 1)	2030 (R 1 2)	2031 (R 1 3)	2032 (R 1 4)	2033 (R 1 5)	2034 (R 1 6)	2035 (R 1 7)
10.0%	5,700	5,100	4,500	3,800	3,100	2,500	1,700	900	1 200	▲ 1,200
9.9%	4,600	4,000	3,400	2,700	2,000	1,400	600	▲ 200	▲ 1,200	▲ 2,300
9.8%	3,400	2,900	2,300	1,600	900	300	▲ 500	▲ 1,400	▲ 2,300	▲3,400
9.7%	2,300	1,800	1,200	500	A 200	▲ 800	▲ 1,500	▲2,500	▲3,300	▲ 4,400
9.6%	1,200	700	100	A 700	▲ 1,300	▲ 1,900	▲ 2,600	▲3,500	▲ 4,400	▲ 5,500
9.5%	100	▲ 600	▲ 1,000	▲ 1,800	▲2,400	▲2,900	▲3,700	▲ 4,600	▲ 5,500	▲ 6,500

注. 2027年以降の賃金上昇率は0.0%、2027年以降の75歳未満の加入者一人当たり医療給付費の伸び率は各ケースごとに設定、2027年以降の75歳以上の加入者一人当たり医療給付費の伸び率は0.6%、「日本の将来推計人口」(2023年4月 国立社会保障・人口問題研究所)出生中位(死亡中位)を前提とした試算。



注. 2027年以降の賃金上昇率は0.0%、2027年以降の75歳未満の加入者一人当たり医療給付費の伸び率は各ケースごとに設定、2027年以降の75歳以上の加入者一人当たり医療給付費の伸び率は0.6%、「日本の将来推計人口」(2023年4月 国立社会保障・人口問題研究所)出生中位(死亡中位)を前提とした試算。



(単位:億円)

単年度収支	2026年度	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035
半千反収文	(令和8年度)	(R9)	(R10)	(R11)	(R12)	(R13)	(R14)	(R15)	(R16)	(R17)
10.0%	5,700	4,600	3,500	2,200	1,000	A 200	▲ 1,400	▲3,100	▲4,800	▲ 6,700
9.9%	4,600	3,500	2,400	1,100	▲ 100	▲ 1,300	▲ 2,600	▲ 4,100	▲ 5,800	▲ 7,800
9.8%	3,400	2,300	1,300	0	▲ 1,200	▲ 2,300	▲3,700	▲ 5,200	▲ 6,900	▲8,900
9.7%	2,300	1,100	200	▲ 1,100	▲ 2,400	▲3,400	▲ 4,700	▲ 6,300	▲8,000	▲ 10,000
9.6%	1,200	0	A 900	▲ 2,200	▲3,400	▲ 4,500	▲ 5,800	▲ 7,300	▲9,100	▲ 11,000
9.5%	100	▲ 1,100	▲ 2,000	▲3,300	▲ 4,500	▲ 5,600	▲ 6,900	▲8,400	▲ 10,200	▲ 12,100

注. 2027年以降の賃金上昇率は0.0%、2027年以降の75歳未満の加入者一人当たり医療給付費の伸び率は各ケースごとに設定、2027年以降の75歳以上の加入者一人当たり医療給付費の伸び率は0.6%、「日本の将来推計人口」(2023年4月 国立社会保障・人口問題研究所)出生中位(死亡中位)を前提とした試算。

9.8%

9.7%

9.6%

9.5%

3,400

2,300

1,200

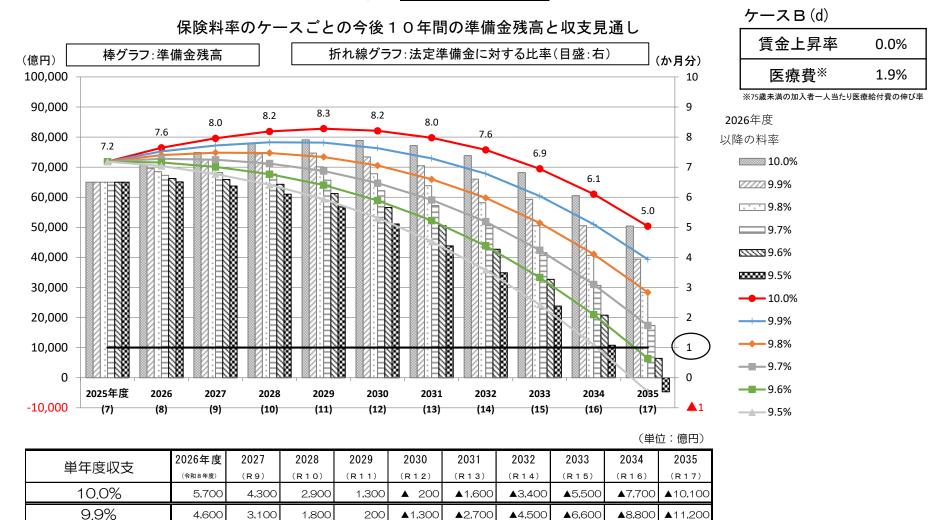
100

2,000

800

300

▲1,400



▲3,800

▲4,900

▲6,000

▲7,100

▲5.600

▲6,700

▲7,800

▲8,900

▲7,700

▲8,800

▲9,900

▲11,000

▲9,800

▲10,900

▲12,000

▲13,100

▲12,300

▲13,300

▲14,400

▲15,400

▲2,400

▲3,500

▲4,600

▲5,700

4 900

▲2,000

▲3,100

▲4,200

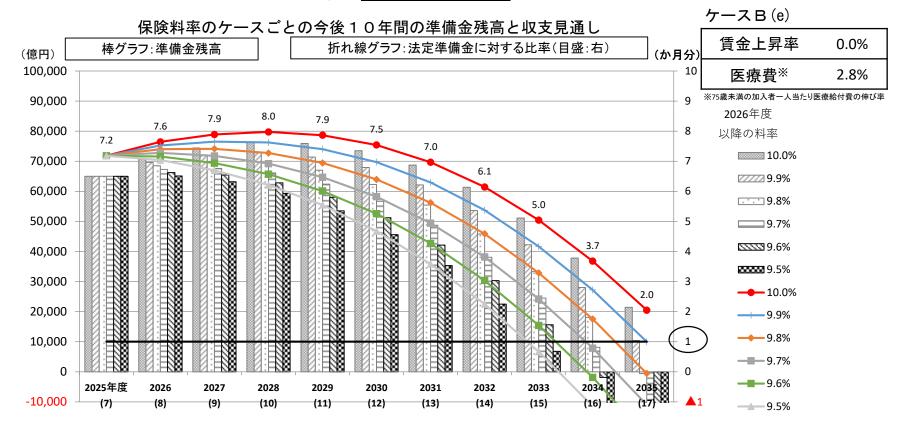
700

400

▲1,500

▲2,600

注. 2027年以降の賃金上昇率は0.0%、2027年以降の75歳未満の加入者一人当たり医療給付費の伸び率は各ケースごとに設定、2027年以降の75歳以上の加入者一人当たり医療給付費の伸び率は0.6%、「日本の将来推計人口」(2023年4月 国立社会保障・人口問題研究所)出生中位(死亡中位)を前提とした試算。



(単位:億円)

									(+1	立・1回1コ/
単年度収支	2026年度	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035
半十反収又	(令和8年度)	(R9)	(R10)	(R11)	(R12)	(R13)	(R14)	(R15)	(R16)	(R17)
10.0%	5,700	3,600	1,900	▲ 300	▲ 2,400	▲4,700	▲ 7,300	▲ 10,300	▲ 13,200	▲ 16,400
9.9%	4,600	2,500	800	▲ 1,400	▲3,500	▲ 5,800	▲8,400	▲ 11,300	▲ 14,300	▲ 17,600
9.8%	3,400	1,400	▲ 300	▲2,500	▲ 4,600	▲ 6,900	▲9,500	▲ 12,400	▲ 15,400	▲ 18,600
9.7%	2,300	300	▲ 1,400	▲3,600	▲ 5,700	▲8,000	▲ 10,600	▲ 13,500	▲ 16,400	▲ 19,700
9.6%	1,200	▲ 800	▲2,500	▲ 4,700	▲ 6,900	▲9,100	▲ 11,800	▲ 14,500	▲ 17,500	▲20,700
9.5%	100	▲ 1,900	▲3,700	▲ 5,800	▲ 7,900	▲ 10,100	▲ 12,800	▲ 15,600	▲ 18,600	▲21,800

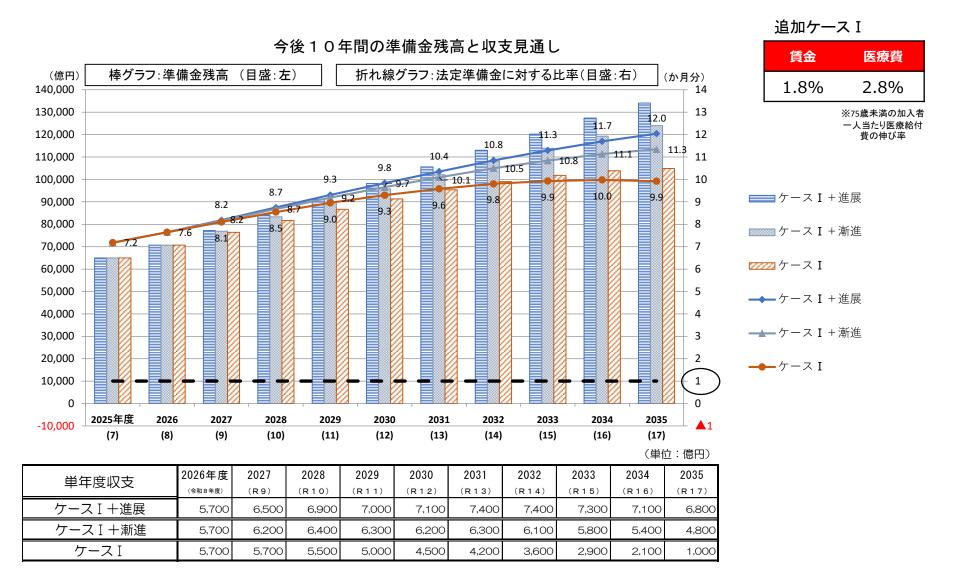
注. 2027年以降の賃金上昇率は0.0%、2027年以降の75歳未満の加入者一人当たり医療給付費の伸び率は各ケースごとに設定、2027年以降の75歳以上の加入者一人当たり医療給付費の伸び率は0.6%、「日本の将来推計人口」(2023年4月 国立社会保障・人口問題研究所)出生中位(死亡中位)を前提とした試算。

			75歳未満一人当たり				
	ケース	7	医療給付費の伸び(%)		M #1 #2 Ln	₩ Æ! ♣> La	
	, ,		2.8%	従来 新進ケース		労働参加 労働参加 漸進ケース 進展ケース	
賃金	I	1.8	I b 医 2.8 賃 1.8 差 1.0	ケースI	ケース I + 漸進	ケース I + 進展	追加ケースI
上昇率 (п	1.4	II c 医 2.8 賃 1.4 差 1.4	ケースⅡ	ケースⅡ + 漸進	ケースⅡ + 進展	追加ケースI
%)	Ш	0.9	III d 医 2.8 賃 0.9 差 1.9	ケースⅢ	ケースⅢ+ 漸進	ケースⅢ+ 進展	追加ケース皿

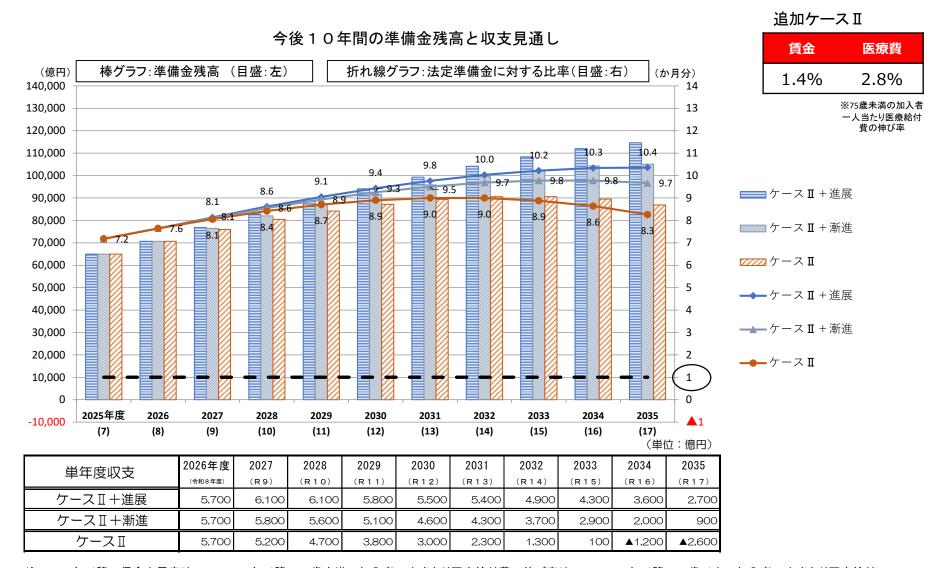
医:75歳未満一人当たり医療給付費の伸び(%)

賃:賃金上昇率(%) 差:「医」と「賃」の差

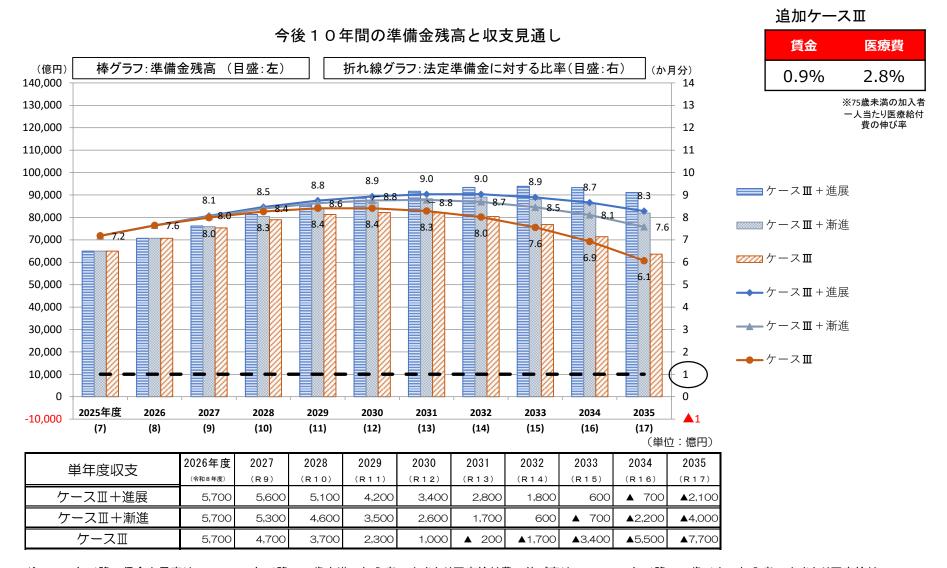
※ 追加ケースの試算にあたっては、<u>就労促進により増加する被保険者の属性(賃金や一人当たり医療給付</u> 費の水準等)と現在の被保険者の属性が異なることが想定されるが、今回の試算では考慮していないこと に留意が必要。



注. 2027年以降の賃金上昇率は1.8%、2027年以降の75歳未満の加入者一人当たり医療給付費の伸び率は2.8%、2027年以降の75歳以上の加入者一人当たり医療給付費の伸び率は0.6%、被保険者数は「日本の将来推計人口」(2023年4月 国立社会保障・人口問題研究所)出生中位(死亡中位)を前提とした試算(ケース I)に、労働参加の前提の違いによる被保険者の見込みを上乗せした試算(「ケース I+進展」、「ケース I+漸進」)。



注. 2027年以降の賃金上昇率は1.4%、2027年以降の75歳未満の加入者一人当たり医療給付費の伸び率は2.8%、2027年以降の75歳以上の加入者一人当たり医療給付費の伸び率は0.6%、被保険者数は「日本の将来推計人口」(2023年4月 国立社会保障・人口問題研究所)出生中位(死亡中位)を前提とした試算(ケース II)に、労働参加の前提の違いによる被保険者の見込みを上乗せした試算(「ケース II+進展」、「ケース II+漸進」)。



注. 2027年以降の賃金上昇率は0.9%、2027年以降の75歳未満の加入者一人当たり医療給付費の伸び率は2.8%、2027年以降の75歳以上の加入者一人当たり医療給付費の伸び率は0.6%、被保険者数は「日本の将来推計人口」(2023年4月 国立社会保障・人口問題研究所)出生中位(死亡中位)を前提とした試算(ケース皿)に、労働参加の前提の違いによる被保険者の見込みを上乗せした試算(「ケース皿+進展」、「ケース皿+漸進」)。

令和7年9月10日(水) 第137回本部運営委員会 資料(資料1-4)より引用

生損保等における準備金について

1. 生命保険会社・損害保険会社におけるリスクへの対応

協会けんぽと同様に準備金の積立義務がある生命保険会社、損害保険会社(以下「生損保」)における準備金制度についてその基本的な考え方等を概括的に整理した。

	準備金の名称	概要	積立の考え方の例
1.	責任準備金	・将来の保険金の支払いが確実に行われるよう、保険料や運用収益などを財源として積立てる積立金で、法令により積立てが義務付けられている	
	(1)保険料積立金	・「 通常の予測の範囲内のリスク」 に備えた積立金	・ 毎年の保険料を同額にし、保険期間中の保険料収入と支払保険料が全体 として等しくなるように設定し積立てる(平準純保険料式)
	(2)危険準備金	・「保険料積立金」でカバーできない「通常の予測を超える範囲のリスク」に 備えた積立金 ※医療保険に該当するもの(第三分野保険)として「危険準備金Ⅳ」 ※予定利率リスクに対応するものとして「危険準備金Ⅱ」	【危険準備金IV】 ・ 第三分野における疾病入院リスク相当額は「給付日額×平均給付日額」に一定割合を乗じた額を積立てる ※ リスク相当額は1年分の危険保険料の15%程度に相当するものとして設定されている
	(3)異常危険準備金	・損害保険における積立金で、通常の予想を超えるような大災害による保険金支払いに備えた積立金	・ 損害保険における介護分野では、正味保険料の3.2%を毎期に積立て、残 高率は15%、上限率は160%とされている
2.	支払備金	・ 期末において保険事故が発生し保険金等の支払義務が生じているが、支 払いが未だ完了していない場合に、期末に積み立てる積立金	・ 直近3年間の発生状況をもとに算定し積立て
3.	価格変動準備金	・価格変動により損失が発生する可能性が高い資産(国内外株式、邦貨・外 貨建て債券等)について、その資産ごとに定められた基準により積立てる 積立金	・ 資産ごとの期末簿価に一定割合を乗じたものを積立て

2. 協会けんぽにおいて想定されるリスク(例)

協会けんぽにおいて想定されるリスクの例について、その内容と過去の事例を踏まえた規模について試算した。

	協会けんぽにおけるリスク	リスクの例	規模(金額)
	季節性インフルエンザ、運転資金等	法定準備金(医療給付費等の1カ月分相当) 短期的な資金繰りに充てるための運転資金、季節性インフルエンザ等の 流行など一時的な医療給付費が増加するリスクに備えて計上	0.89兆円
	高齢化に伴う給付金、支援金	過去の実績に基づき試算した場合に見込まれる2026~2035年度の収支 差の累計額(令和7年9月試算の収支見通し〈ケースⅢ〉)を計上	0.11兆円
_	パンデミック	パンデミックのリスクの例として、新型コロナウィルス感染症が流行したことによる医療給付費の増加額(2020~2022年度)を計上	0.39兆円
支 出 面	大規模自然災害	大規模自然災害リスクの例として、南海トラフ巨大地震が発生した場合の被害を東日本大震災の17倍(内閣府中央防災会議資料より)と仮定し、一部負担免除総額を計上	0.70兆円
	医療の高度化、制度改正、報酬改定等	医療の高度化のリスクの例として、2015年度の肝炎新薬保険収載に伴う 保険給付費の増加額を計上	0.05兆円
		診療報酬改定によるリスクの例として、2024年度診療報酬本体の改定に伴う保険給付費の増加額を計上	0.06兆円
		制度改正によるリスクの例として、被用者保険の適用拡大(完全実施後)による負担増加額(医療保険部会資料で示された額)を計上	0.05兆円
	景気変動	景気変動のリスクの例として、標準報酬月額がマイナスの伸びで推移した1999~2004年度における保険料収入の減少額(年平均額)を計上	1.22兆円
収 入 面	大規模な経済変動	大規模な経済変動のリスクの例として、リーマンショックの影響により標準報酬月額がマイナスの伸びで推移した2008~2011年度の保険料収入の減少額(年平均額)を計上	0.30兆円
	ノハルロス・ひれエルイ 久 封	大規模な経済変動のリスクの例として、新型コロナウィルス感染症が流行した2020年度の社会経済活動の制限の影響による保険料収入の減少額を計上	0.57兆円

[備考]生損保において相 当する積立制度
支払備金 危険準備金Ⅳ〈第三分野〉
保険料積立金
危険準備金IV〈第三分野〉
異常危険準備金
而候华備並 1 () 足利率/ 価格変動準備金
— (定額保険料)

※「規模」における金額は、原則として令和6年度決算額ベースで掲載している

総計 4.34兆円

〈備考〉

上記リスクの「規模(金額)」の総計を機械的に「ソルベンシー・マージン比率」の計算式にあてはめ、仮想的にソルベンシー・マージン比率を計算すると245%となる。

5.32兆円(令和6年度純資産) 4.34兆円(リスク規模総計)×1/2

— ×100 ≒ 245%

3. その他(ソルベンシー・マージン比率、他制度の状況)

(1) ソルベンシー・マージン比率について

生損保会社が通常の予測を超えるリスクに対して、どの程度自己資本・準備金などの支払余力を有するかを示す指標。この比率が 200%以上であることが、会社の保険金等の支払能力の充実状況が適当であるかどうかの基準とされている。

※分子…資本金、基金、準備金等の純資産

※分母…保険リスクや資産運用リスクなどのリスク量を計上

〈参考〉生命保険会社・損害保険会社のソルベンシー・マージン比率の事例(2024年度決算)

(単位:10億円)

	生保会社A	生保会社B	生保会社C	生保会社D	損保会社E	損保会社F	損保会社G
ソルベンシーマージン総額	18,732	5,778	11,091	5,240	5,649	3,175	3,594
リスクの合計額	4,346	1,355	2,238	1,410	1,228	931	1,018
ソルベンシーマージン比率	861.9%	852.9%	990.9%	743.2%	920.2%	681.6%	706.3%

(出典:生損保各社の決算資料より作成)

(2)雇用保険

- ・積立金が失業給付費(年額)の2倍を超える場合には-0.4%の範囲で料率引下げを、逆に1倍を下回る場合に+0.4%の 範囲で料率引上げが可能となっている。
- ・ 雇用保険積立金のソルベンシーマージン比率は270.7% (H23積立金) ※と試算されている

59,089億円(23年度積立金残高)

※ 270.7% = (11,269億円(一般保険リスク)+31,529億円(巨大災害リスク)+856億円(経営管理リスク))×1/2 出典: (厚生労働省「第90回職業安定分科会雇用保険部会」(平成25年7月30日)

(3) 各保険者の積立金等

各保険者の積立金等の状況(令和4年度速報)

	積立金等金額	被保険者数	平均標準報酬月額
協会けんぽ(1)	47,414億円	2,481万人	30.2万円
健康保険組合(1,383)	65,682億円	1,655万人	38.5万円
国家公務員共済組合(20)	3,060億円	138万人	38.5万円
地方公務員共済組合(64)	6,820億円	374万人	37.1万円
私立学校共済組合(1)	1,371億円	62万人	37.7万円

被保険者1人当た り積立金等	加入者1人当たり 積立金等
19.1万円	12.0万円
39.7万円	23.3万円
22.2万円	12.6万円
18.2万円	10.6万円
22.1万円	14.3万円

- 1. ()内の数字は保険者の数
- 2. 健康保険組合、共済組合における積立金等には土地や建物等を含む (参考)令和2年度時における土地建物等の簿価は健康保険組合は2,317億円、共済組合は381億円

出典:医療経済実態調査(保険者調査)報告(中医協)令和5年11月

令和7年9月10日(水) 第137回本部運営委員会 資料(資料5)より引用

保険財政に関する重要指標の動向

賃上げの動向

賃上げの主要な結果は定期昇給及びベースアップによる賃上げ額を調査したものであり残業代は 含まれないこと、一方、被用者全体の報酬変化は非正規割合や退職・採用による影響を受けるこ とに留意。

調査の名称	主要な結果 (対前年比)	調査事項	調査対象	サンプルサイズ
中小企業の賃金改定 に関する調査 2025/6/4 (日本商工会議所・ 東京商工会議所)	正社員 全体 4.03% 20人以下 3.54% パート・アルバイト等 全体 4.21% 20人以下 3.30% (2024) 正社員 全体 3.62% 20人以下 3.34% パート・アルバイト等 全体 3.43% 20人以下 3.88%	定期昇給お よびベースアッ プ等 0.49% 0.91% 0.28%	2024年4月と2025年4月の両期間に在籍、かつ雇用形態や労働時間の変更がない従業員 全体(中小企業)と20人以下の小規模賃上げ率は低い	

賃上げの動向(2)

賃上げの主要な結果は定期昇給及びベースアップによる賃上げ額を調査したものであり残業代は 含まれないこと、一方、被用者全体の報酬変化は非正規割合や退職・採用による影響を受けるこ とに留意。

調査の名称	主要な結果 (対前年比)	調査事項	調査対象	サンプルサイズ
2025春季生活闘争 第7回(最終)回答 集計 2025/7/3 (連合)	300人以上 5.33%。 299人以下 4.65%。 99人以下 4.36%。全体 5.25%。 (2024) 300人以上 5.19%。 299人以下 4.45%。 99人以下 3.98%。全体 5.10%。 (2023) 300人以上 3.64%。 299人以下 3.23%。 99人以下 2.94%。全体 3.58%。 (2022) 300人以上 2.09%。299人以下 1.96%。99人以下 1.89%。全体 2.07%。	0.97% 1.21% 0.70%	組合員 平均賃金方式 大規模組合と比べ 中小規模組合の 賃上げ率は低い	5,162組合 296万人 うち 99人以下: 2,246組合 10万人 (2025/7/3時点)

関連する主な経済指標

●毎月勤労統計調査(厚労省) 2025年7月24日発表

2025年5月分(確報)

〇きまって支給する給与(基本給、時間外給与等)

常用雇用労働者数 5~29 人の事業所、一般労働者 (2020 (令和 2) 年の平均=100)

	1月	2月	3 月	4 月	5月	6 月	7月	8月	9月	10 月	11月	12月
2021(令和3)	99. 2	99. 9	100. 5	101.4	99. 5	100. 4	100.8	99. 7	100. 3	101.1	101. 1	101.3
2022(令和 4)	100. 0	100. 5	101.4	101. 9	100. 7	101.6	101.6	101.3	101.7	102. 4	102. 8	102. 4
2023(令和5)	101. 1	101. 7	102. 7	103.8	102. 6	103. 2	103. 3	102. 4	103. 2	104. 0	104. 0	103.8
2024(令和 6)	103. 2	103. 7	104. 5	105. 7	104. 5	105. 5	104. 9	104. 3	105. 0	105. 5	105. 6	105. 7
2025(今壬□ 7)	104. 8	105. 0	105. 5	107. 6	106. 2							
2025(令和7)	(+1.6)	(+1.3)	(+1.0)	(+1.8)	(+1.6)							

※2025 (令和7)の()内は前年同月比

●日銀短観(2025年6月分 業況判断DI) 2025年7月1日発表

<中小企業>	(「良い」 - 「悪し	, \]•%)					先行き	
	2024/3 月 -	→ 2024/6 月	→ 2024/9 月	→ 2024/12 月	→ 2025/3 月	→ 2025/6 月	(2025/9 月まで予測)	
製造業	-1	-1	0	1	2	1	-2	
非製造業	13	12	14	16	16	15	9	
<大企業>								
製造業	11	13	13	14	12	13	12	
非製造業	34	33	34	33	35	34	27	

※企業経営者に、経営状態が「良い」「さほど良くない」「悪い」の選択肢から一つ選んでもらい、「良い」と答えた企業の割合から、「悪い」と答えた企業の割合を引く。この数字の変化で、経営者の景気判断の変化を把握する。

●月例経済報告(内閣府) 2025年7月29日発表

総論

景気は、米国の通商政策等による影響が一部にみられるものの、緩やかに回復している。

雇用情勢

賃金をみると、定期給与及び現金給与総額は、増加している。 雇用情勢は、改善の動きがみられる。 先行きについては、改善していくことが期待される。

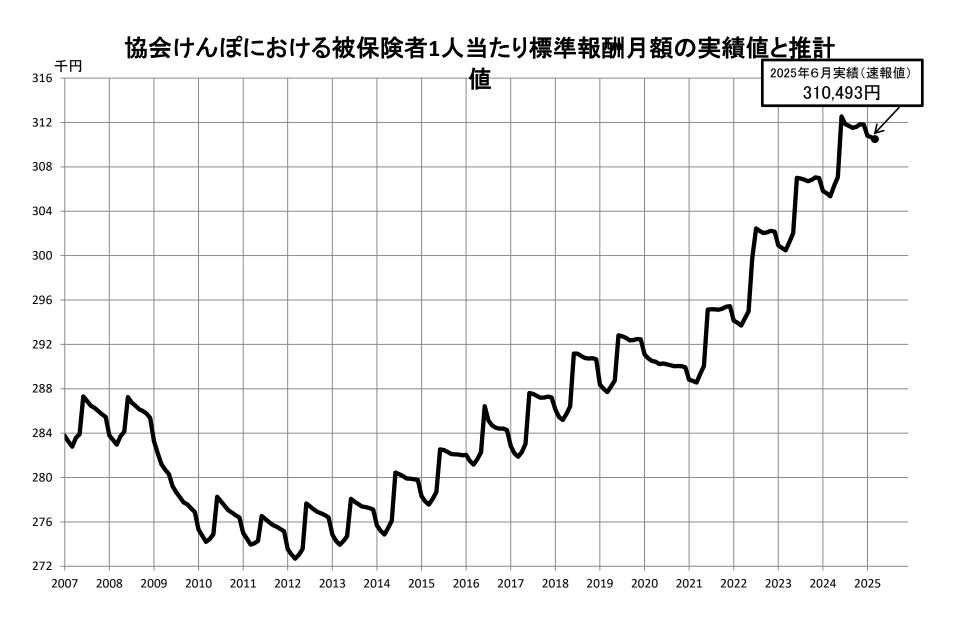
●景気動向指数(内閣府) 2025年7月25日発表

2025年5月分(改訂)

一致指数:±0.0ポイント。基調判断は「下げ止まり」

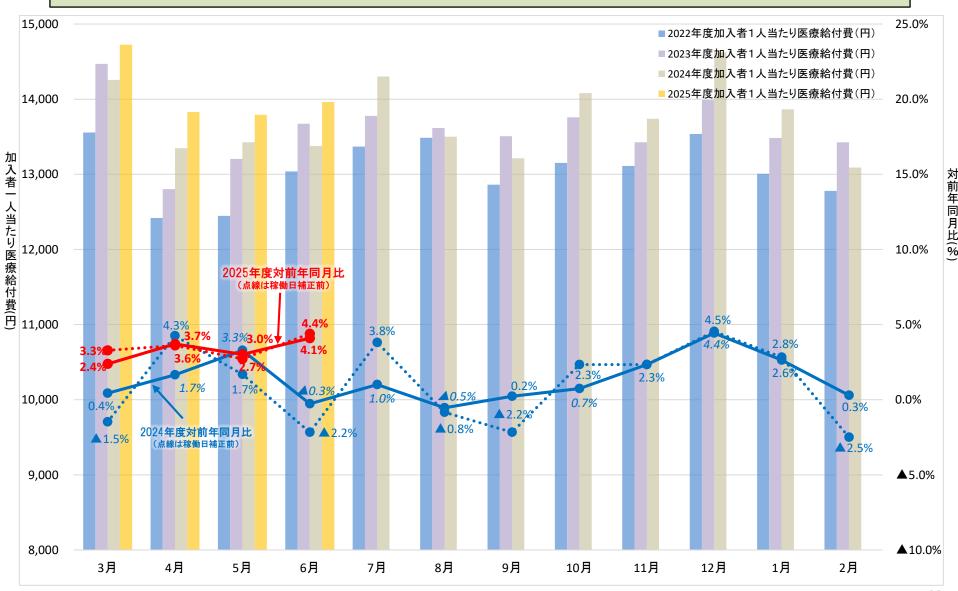
先行指数:前月比 0.6 ポイント上昇し、4か月ぶりの上昇。 遅行指数:前月比 1.1 ポイント上昇し、3か月連続の上昇。

※景気の現状把握及び将来予測に資するため、景気に敏感に反応する各種の経済指標を統合して作成。

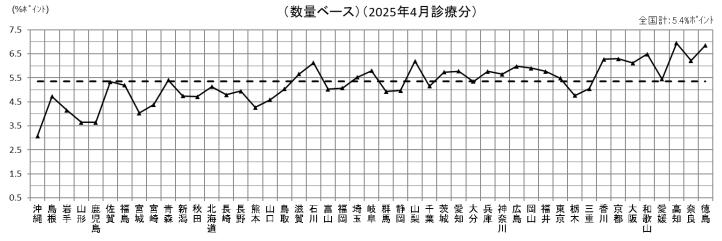


協会けんぽの加入者一人当たり医療給付費と対前年同月比伸び率の推移

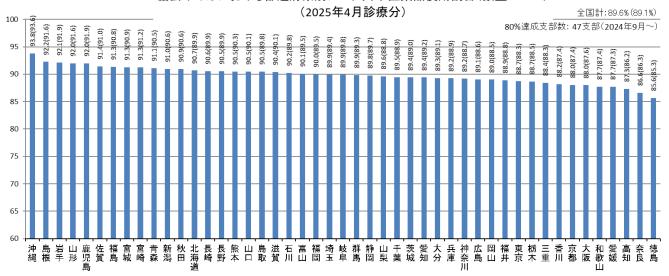
2025年6月の加入者1人当たり医療給付費は、対前年同期比+4.1%(稼働日補正後)となっている。



協会けんぽにおける都道府県別ジェネリック医薬品使用割合の対前年同月差



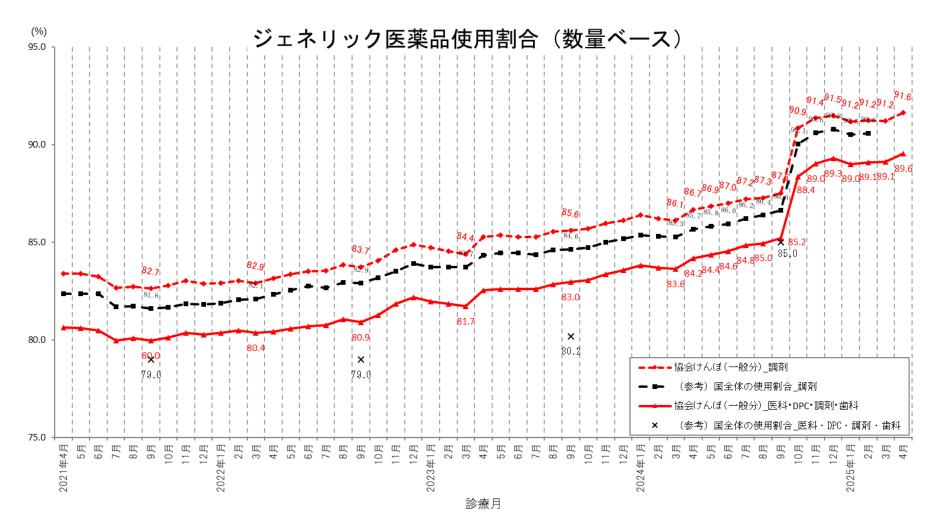
協会けんぽにおける都道府県別ジェネリック医薬品使用割合(数量ベース)



- 注1. 協会けんば(一般分)の医科、DPC、歯科、調剤レセプトについて集計したものである。(ただし、電子レセプトに限る。)
- なお、DPCレセプトについては、直接の診療・網州請求の対象としていないコーディングデータを集計対象としている。
- 注2.「数量」は、薬価基準告示上の規格単位ごとに数えたものをいう。
- 注3. 都道府県は、加入者が適用されている事業所所在地別に集計したものである。
- 注4. [後発医薬品の数量]/(「後発医薬品のある先発医薬品の数量]+[後発医薬品の数量])で算出している。医薬品の区分は、厚生労働省「各先発医薬品の後発医薬品の有無に関する情報」による。
- 注5. 使用割合は小数第2位を四捨五入している。
- 注6. 括弧内の数値は、前月の使用割合である。

(%)

注7. 棒グラフが青色の都道府県は使用割合が80%以上であり、赤色の都道府県は使用割合が80%未満であることを示す。



注1. 協会けんぱ(一般分)の医科、DPC、歯科、調剤レセプトについて集計したものである。(ただし、電子レセプトに限る。)なお、DPCレセプトについては、直接の診療報酬請求の対象としていないコーディングデータを集計対象としている。

注2. 「数量」は、薬価基準告示上の規格単位ごとに数えたものをいう。

注3. [後発医薬品の数量]/([後発医薬品のある先発医薬品の数量]+[後発医薬品の数量])で算出している。医薬品の区分は、厚生労働省「各先発医薬品の後発医薬品の有無に関する情報」による。

注4.「国全体の使用割合_調剤」は「調剤医療費(電算処理分)の動向」(厚生労働省)、「国全体の使用割合_医科・DPC 調剤・歯科」は「医薬品価格調査」(厚生労働省)による。

注5. 後発医薬品の収載月には、後発医薬品が初めて収載される先発医薬品があると算出式の分母の対象となる先発医薬品が増えることにより、後発医薬品割合が低くなることがある。

						協会けんぽの適用状況													斜体部分				
年	月	事業所数	被	呆険者数		能維統 R険者	被扶養者数	加入者数	標準報酬 平均		標準賞与額の 平均	標準	報酬月額総額	O	標準賞与総額		標準報酬戶 累計客		標準賞与 累計		総報酬額の 累計額		扶養率
		千事業所 対前年 同月108		千人 対前年 同月比(%)	千人	対前年 同月比例	千人 対前年 同月比例	千人 対前年 同月1500	H	対前年 同月比(6)	円 対前年 同月比例		百万円 対	対前年 月1比(60)	百万円	対前年 同月比(%)	百万円	対前年 同月比例	百万円	対前年 同月比(%)	百万円	対前年 同月北(N)	
2020年度	4月		.3 24,		254		15,447 △ 1.1	40,360 0.5	291,097	0.9	13,076 0	.6 7,25		2.4	325,776	2.0	7,252,215	2.4	325,776	2.0	7,577,991	2.4	0.620
	5月		.2 24,	3	3		15,385 △ 1.1	40,309 0.3	290,738	1.0	6,859 △ 8		389	2.2	170,953	△ 7.5	14,498,605	2.3		\triangle 1.5	14,995,334	2.2	0.617
	6月		.0 24,		1		15,377 △ 1.2	40,286 0.1	290,510	1.0	30,866 17			1.9	768,856	18.7	21,735,084	2.2		9.9	23,000,669	2.6	0.617
	7月 8月		.8 24, .7 24,		3		15,380 △ 1.3 15,396 △ 1.3	40,265 △ 0.1 40,265 △ 0.1	290,438 290,224	0.8 0.5	100,544. △ 2 39,666. △ 21			1.5	2,502,115 986,458	\triangle 1.4 \triangle 20.9	28,962,854 36,180,421	2.0 1.8		2.1 \triangle 3.7	32,730,554 40,934,579	2.0 1.1	0.618 0.619
	9月	3	.6 24,				15,411 △ 1.3	40,265 △ 0.1 40,277 △ 0.2	290,224	△ 0.9	10,210 △ 4			△ 0.4	253,873	△ 3.5	43,398,377	1.5		△ 3.7	48,406,408	0.9	0.620
	10月		.6 24,		1		15,422 △ 1.3	40,273 △ 0.3	290,212	△ 0.9	6,208, △ 4			△ 0.5	154,284	△ 3.9	50,610,464	1.2		△ 3.7	55,772,779	0.7	0.621
	11月		.5 24,				15,422 △ 1.3	40,288 △ 0.3	290,119	△ 0.8	3,487 △ 6			△ 0.5	86,699	△ 5.9	57,824,458	1.0		△ 3.7	63,073,472	0.6	0.620
	12月		.4 24,				15,421 △ 1.4	40,308 △ 0.4	290,028	△ 0.8	121,908 1			△ 0.5	3,034,024	1.5	65,042,606	0.8		△ 1.9	73,325,644	0.5	0.620
	1月		.3 24,				15,412 △ 1.4	40,281 △ 0.4	290,049	△ 0.8	65,134 △ 10			△ 0.5	1,619,781	△ 10.6	72,255,706	0.7 0.5		△ 3.4	82,158,524	0.2	0.620
	2月		.2 24, .2 24,		1		15,419 △ 1.4 15,419 △ 1.5	40,303 △ 0.4 40,296 △ 0.4	290,036 289,937	△ 0.8 △ 0.9	9,222 △ 8 9,291 14			△ 0.5 △ 0.5	229,498 231,136	△ 8.1 15.1	79,473,161 86,685,989	0.5	,,	\triangle 3.5 \triangle 3.2	89,605,478 97,049,442	0.1	0.620 0.620
2021年度	4月		.2 25,				15,249 △ 1.3	40,375 0.0	288,818	△ 0.8	14,361 9		·····	0.1	360,840	10.8	7,256,924	0.3		10.8	7,617,764	0.1	0.620
	5月		.3 25,		3		15,203 △ 1.2	40,351 0.1	288,706	△ 0.7	7,180 4			0.2	180,560	5.6	14,517,222	0.1		9.0	15,058,622	0.4	0.605
	6月		.4 25,				15,199 △ 1.2	40,365 0.2	288,568	△ 0.7	36,240 17			0.4	912,017	18.6	21,779,422	0.2		14.8	23,232,839	1.0	0.604
	7月		.5 25,				15,204 △ 1.1	40,367 0.3	289,346	△ 0.4	103,051 2		,829	0.7	2,593,079	3.6	29,060,251	0.3		7.4	33,106,747	1.1	0.604
	8月 9月		.6 25,		249		15,220 △ 1.1	40,366 0.3	290,049	△ 0.1	42,987 8			1.1	1,080,967	9.6	36,353,923	0.5	5,127,463	7.9	41,481,385	1.3	0.605
	9月		.5 25, .5 25,		š		15,232 △ 1.2 15,237 △ 1.2	40,376 0.2 40,364 0.2	295,135 295,174	1.7 1.7	9,693, △ 5 6,419 3			2.8 2.8	243,712 161,282	△ 4.0 4.5	43,774,687 51,191,601	0.9		7.3 7.2	49,145,862, 56,724,057	1.5 1.7	0.606
	11月		.6 25,		3	1	15,240 △ 1.2	40,378 0.2	295,174	1.7	4,210 20			2.9	105,826	22.1	58,611,221	1.4		7.4	64,249,503	1.9	0.606
	12月		.7 25,				15,227 △ 1.3	40,365 0.1	295,122	1.8	139,088 14			2.8	3,496,493	15.2	66,030,221	1.5		10.3	75,164,996	2.5	0.606
	1月		.7 25,	100 0.9			15,210 △ 1.3	40,310 0.1	295,232	1.8	57,335 △ 12	.0 7,41	,256	2.7	1,439,100	△ 11.2	73,440,477	1.6	10,573,876	6.8	84,014,352	2.3	0.606
	2月		.7 25,				15,205 △ 1.4	40,299 △ 0.0	295,402	1.9	7,939 △ 13			2.7	199,212	△ 13.2	80,853,195		10,773,087	6.3	91,626,282	2.3	0.606
anaate de	3月		.7 25,		d		15,193 △ 1.5	40,265 △ 0.1	295,438	1.9	10,043 8			2.7	251,810	8.9	88,260,432	1.8		6.4	99,285,329	2.3	0.606
2022年度	4月 5月		.7 25, .8 25,				15,005 △ 1.6 14,948 △ 1.7	40,364 △ 0.0 40,354 0.0	294,148 293,954	1.8 1.8	14,817 3 7,932 10		,399 ¹ ,933	2.8	375,757 201,520	4.1 11.6	7,459,399 14,927,332	2.8 2.8		4.1 6.6	7,835,156 15,504,610	2.9 3.0	0.592 0.588
	6月		.8 25,				14,938 △ 1.7	40,395 0.1	293,691	1.8	37,956 4			3.0	966,274	5.9	22,403,995	2.9		6.2	23,947,547	3.1	0.587
	7月		.8 25,				14,938 △ 1.7	40,418 0.1	294,346	1.7	102,959 △ 0			3.0	2,623,393	1.2	29,903,915	2.9		3.0	34,070,859	2.9	0.586
	8月		.8 25,	178 1.3	242	△ 2.9	14,949 △ 1.8	40,427 0.1	294,968	1.7	45,549 6	.0 7,51	,094	3.0	1,160,473	7.4	37,419,009	2.9	5,327,418	3.9	42,746,427	3.0	0.587
	9月		.8 25,		3		14,953 △ 1.8	40,441 0.2	299,755	1.6	10,208 5			3.0	260,181	6.8	45,059,044	2.9		4.0	50,646,643	3.1	0.587
	10月		.1 24,				14,718 △ 3.4	39,491 △ 2.2	302,449	2.5	7,174 11			1.0	177,714	10.2	52,551,600	2.7		4.2	58,316,913	2.8	0.594
	11月 12月	-,	.1 24, .0 24,		1		14,705 △ 3.5 14,686 △ 3.5	$39,522 \triangle 2.1$ $39,526 \triangle 2.1$	302,216 302,034	2.4	4,698 11 122,996 △ 11	.,),120	1.1	116,588 3,055,283	10.2 △ 12.6	60,051,720 67,554,382	2.5 2.3	-,,	4.3 \(\triangle 2.2	65,933,621 76,491,567	2.6 1.8	0.593 0.591
	1月		.0 24,				14,660 △ 3.6	39,468 △ 2.1	302,034	2.3	76,021 32		1,690	1.1	1,885,958	31.1	75,049,072	2.2		2.4	85,872,215	2.2	0.591
	2月		.0 24,				14,651 △ 3.6	39,459 △ 2.1	302,228	2.3	9,273 16			1.1	230,048	15.5	82,546,646	2.1		2.6	93,599,836	2.2	0.591
	3月		.0 24,	300 △ 1.	239	△ 5.7	14,640 △ 3.6	39,440 △ 2.0	302,159	2.3	11,912 18		3,619	1.2	295,416	17.3	90,040,265	2.0	11,348,606	2.9	101,388,871	2.1	0.590
2023年度	4月		.9 25,	3			14,455 △ 3.7	39,538 △ 2.0	300,921	2.3	15,865 7			1.2	397,964	5.9	7,548,271	1.2		5.9	7,946,235	1.4	0.576
	5月		.9 25,				14,389 △ 3.7	39,511 △ 2.1	300,694	2.3 2.3	8,683 9			1.2	218,146	8.2	15,102,491	1.2		6.7	15,718,601	1.4	0.573
	6月 7月		.8 25, .8 25,				14,376 △ 3.8 14,375 △ 3.8	$39,532 \triangle 2.1$ $39,553 \triangle 2.1$	300,476 301,259	2.3	40,473 6 106,579 3		3,832	1.1	1,018,157 2,683,431	5.4 2.3	22,661,323 30,246,346	1.1 1.1		5.9 3.6	24,295,590 34,564,044	1.5 1.4	0.571 0.571
	8月		.9 25,		3	:	14,386 △ 3.8	39,561 △ 2.1	302,025	2.4	44,438 △ 2			1.2	1,118,760	△ 3.6	37,850,002	1.2		2.0	43,286,460	1.3	0.571
	9月		.0 25,		1		14,391, △ 3.8	39,577 △ 2.1	307,007	2.4	10,691 4			1.2	269,270	3.5	45,582,477	1.2		2.1	51,288,205	1.3	0.571
	10月	2,626 3	.8 25,	210 1.8	212	△ 10.5	14,399 △ 2.2	39,609 0.3	306,953	1.5	7,539 5	.1 7,73	3,379	3.3	190,072	7.0	53,320,857	1.5	5,895,800	2.3	59,216,657	1.5	0.571
	11月		.8 25,				14,393 △ 2.1	39,629 0.3	306,842	1.5	4,935 5			3.2	124,537	6.8	61,064,247	1.7		2.4	67,084,584	1.7	0.570
	12月	-,	.9 25,	3	1	:	14,385 △ 2.1	39,642 0.3 39,594 0.3	306,709	1.5	151,349 23			3.2	3,822,574	25.1	68,810,696	1.9	-,,	10.1	78,653,607	2.8	0.570
	1月 2月		.0 25, .0 25,		3	1	14,373 \triangle 2.0 14,356 \triangle 2.0	39,594 0.3 39,571 0.3	306,839 307,043	1.6 1.6	53,496 △ 29 9,378 1			3.3	1,349,220 236,479	△ 28.5 2.8	76,549,396 84,291,507		11,192,131 11,428,610	3.4 3.4	87,741,527 95,720,118	2.2	0.570 0.569
	3月	3	.0 25,	3	•	3	14,331 △ 2.1	39,543 0.3	306,991	1.6	11,310 △ 5		. 3	3.3	285,138	△ 3.5	92,031,271		11,713,748	3.4	103,745,019	2.3	0.568
2024年度	4月	····	.1 25,		~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~	~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~	14,127 △ 2.3	39,602 0.2	305,829	1.6	18,339 15		,990	3.2	467,196	17.4	7,790,990	3.2		17.4	8,258,186	3.9	0.555
	5月		.1 25,				14,062 △ 2.3	39,567 0.1	305,622	1.6	9,235 6		1,964	3.2	235,548	8.0	15,585,954	3.2		14.1	16,288,698	3.6	0.551
	6月	1 1	.1 25,				14,040 △ 2.3	39,578 0.1	305,353	1.6	39,889 △ 1			3.2	1,018,673	0.1	23,383,976	3.2		5.3	25,105,393	3.3	0.550
	7月		.1 25, .0 25,		•		14,042 △ 2.3 14,050 △ 2.3	39,598 0.1 39,609 0.1	306,258 307,079	1.7 1.7	$117,427$ 10 $40,196$ \triangle 9		. 3	3.2	3,000,956 1,027,358	11.8 ^ 8.2	31,210,683 39,059,259	3.2 3.2		9.4 5.8	35,933,056 44,808,990	4.0 3.5	0.549 0.550
	9月	3	.0 25, .8 25.		8		14,054 △ 2.3	39,609 0.1	307,079	1.7	40,196 \(\triangle 9\)			3.4	285,007	△ 8.2 5.8	47,053,294	3.2		5.8	53,088,032	3.5	0.549
	10月		.8 25,		1		14,040 △ 2.5	39,729 0.3	311,847	1.6	8,706 15),919	3.5	223,642	17.7	55,064,213	3.3		6.1	61,322,593	3.6	0.547
	11月		.7 25,	725 1.9	3		14,026 △ 2.6	39,751 0.3	311,687	1.6	5,219 5		3,079	3.5	134,268	7.8	63,082,292	3.3	6,392,648	6.2	69,474,940	3.6	0.545
	12月	-,	.6 25,		1	1	14,010 △ 2.6	39,755 0.3	311,524	1.6	152,636 0		,150	3.5	3,929,601	2.8	71,102,442	3.3	,,	4.9	81,424,691	3.5	0.544
	1月	-,,	.5 25,				13,997 △ 2.6	39,719 0.3	311,609	1.6	55,991 4		,202	3.6	1,440,207	6.7	79,117,644	:	11,762,456	5.1	90,880,100	3.6	0.544
	2月		.4 25, .4 25,		3	1	13,982 \triangle 2.6 13,975 \triangle 2.5	39,704 0.3 39,696 0.4	311,834 311,812	1.6 1.6	10,098 7 12,629 11			3.6	259,734 324,820	9.8 13.9	87,138,634 95,158,777	3.4	12,022,190 12,347,009	5.2 5.4	99,160,824 107,505,786	3.6 3.6	0.544 0.543
2025年度	3月 4月		.4 25, .3 25,				13,975 △ 2.5	39,696 0.4	311,812	1.6 1.6	12,629 11 20,420 11	~~~		3.6	324,820 530,789	13.9	95,158,777 8,078,773	3.4		13.6	8,609,562	3.b 4.3	0.543
2020 T-DC	5月		.3 26,			1	13,759 △ 2.2	39,783 0.5	310,753	1.7	10,293 11			3.7	267,863	13.7	16,163,697	3.7		13.6	16,962,349	4.1	0.529
	6月		2 26,			1	13,748 △ 2.1	39,803 0.6	310,493	1.7	42,293 6		1 1	3.7	1,101,967	8.2	24,253,700	3.7		10.4	26,154,318	4.2	0.528
				- (1	:	1		1			1	1		3				1	ś	3		

^{1.} 数値には、健康保険法第3条第2項被保険者に係る分は含まれていない。

^{2.} 標準賞与額の平均は標準賞与額の総額を全被保険者数で除したもの。

協会けんぽの医療費の動向(令和7年5月)

[加入	者計]										(単位:% 入院外(調剤分以外) 調剤														
		医療費総額	1人当たり 医療費計	稼働日数	医療給付 費総額	入院 1人当たり	受診率		1日当たり	入院外(調剤 1人当たり	分を含む) 受診率		1日当たり	歯科 1人当たり	受診率		1日当たり	1人当たり		1件当たり	1日当たり	調剤 1人当たり		件当たり	1枚当たり
28年	: réc	#8#HP 2.4	0.1	補正後 0.1	34C#85 #RR 2.4	医療費 0.9	交影単 △ 0.6	日数 △ 1.1	医療費 2.7	医療費 △ 0.7	文彩半	日数 △ 1.1	医療費 △ 0.2	医療費 1.9	文部平	日数 △ 1.9	医療費 2.1	医療費 0.5	文形率 0.6	日数 △ 1.1	医療費 0.9	医療費 △ 2.9	文形平 2.2	文数 △ 0.9	医療費
29年	度	5.1	2.5	2.6	5.2	2.2	0.3	△ 0.7	2.6	2.8	1.1	△ 0.9	2.5	1.8	2.5	△ 2.1	1.4	2.1	1.1	△ 0.9	1.9	4.1	2.5	△ 0.8	△ 4.2 2.4
30年	度	3.1 5.4	1.6 2.5	1.8 3.1	5.7	1.5	△ 0.4 △ 0.9	△ 0.7 △ 0.6	3.6 3.1	1.0 3.0	1.1 △ 0.2	△ 0.9	1.0 4.1	2.3 2.4	2.5 3.2	△ 2.3 △ 2.5	2.1 1.8	2.0 2.3	1.1 △ 0.2	△ 1.0 △ 0.9	1.9 3.3	△ 0.9 4.7	2.3 0.9	△ 0.9 △ 0.9	△ 2.3 4.7
2年		△ 3.0 8.1	△ 2.8 7.9	△ 3.6 8.0	△ 2.6 8.1	△ 3.3 6.0	△ 7.1 2.5	△ 0.9 △ 1.8	5.0 5.3	△ 3.6 9.6	△ 10.1 7.6	△ 1.0 △ 0.5	8.3 2.3	2.2 4.6	△ 4.5 6.7	0.2 \triangle 4.4	6.8 2.5	△ 4.5 11.6	△ 10.1 7.6	△ 1.0 △ 0.5	7.3 4.3	△ 1.8 5.5	△ 9.5 7.5	△ 2.3 △ 0.2	11.0 △ 1.7
4年 5年		4.0 2.1	5.1 3.0	5.0 3.1			△ 2.7 2.2	△ 1.5 △ 0.2	3.7 1.4	8.4 2.9	6.3 4.6		3.1 △ 0.5	1.5 2.3	1.5 3.0	△ 3.0 △ 2.2	3.1 1.5	10.3 0.0	6.3 4.6	△ 1.1 △ 1.2	4.9 △ 3.3	4.5 9.2	7.7 8.9	△ 0.7 0.5	△ 2.3 △ 0.2
6年		1.5	1.3	1.3			1.4	△ 1.1	3.2	△ 0.3	0.9		△ 0.8	4.2	3.3	△ 2.2 △ 2.2	3.2	△ 1.9	0.9	△ 1.2 △ 0.3	△ 2.4	2.8	2.1	△ 0.3	1.1
	4月 5月	11.9 3.5	8.6 0.7	8.6 6.9		4.7 0.1	2.9 △ 1.8	△ 2.0 △ 0.2	3.8 2.2	10.8 1.5	6.9 △ 0.7		3.4 4.8	6.7 △ 2.0	7.6 2.2	△ 2.0 △ 5.0	1.1 1.0	9.1 1.1	6.9 △ 0.7	0.3 △ 2.5	1.8 4.4	14.3 2.3	8.7 0.1	0.8 \(\triangle 2.2 \)	4.3 4.6
Α.	6月 7月	4.5 9.6	1.7	4.8	4.6	0.6	△ 1.0 △ 0.1	△ 0.3 △ 1.7	1.9 4.5	2.6 8.5	1.0	△ 1.7	3.3 3.0	0.3 7.6	3.2 7.6	△ 4.3 △ 1.1	1.6	2.1 7.7	1.0	△ 1.7 0.5	2.8	3.7 10.2	1.7	△ 1.2 0.3	3.2
和	8月	5.3	2.4	3.2	5.3	△ 0.4	△ 1.9	0.4	1.2	4.0 8.0	2.3	△ 1.4 △ 0.5	3.2 3.1	1.3	3.7	△ 3.3 △ 2.1	1.0	2.8	2.3	△ 1.4 △ 0.5	1.9	6.7	3.8	△ 0.9	3.8
年	10月	9.2 2.0	△ 1.0	5.7 2.6	2.3	△ 1.5	△ 1.4	△ 1.5	1.4	△ 0.5	△ 3.4	△ 2.2	5.4	4.2 △ 2.9	△ 0.5	△ 4.7	1.3 2.4	△ 0.9	△ 3.4	△ 2.2	4.9	0.5	△ 2.6	△ 2.1	5.3
度	11月 12月	6.1 7.9	3.1 4.9	3.0 1.8	8.1	3.0	△ 0.6 △ 0.0	△ 0.6 △ 1.4	2.6 4.5	3.8 6.1	2.3		2.9 3.4	4.5 3.7	4.5 3.2	△ 2.7 △ 1.9	2.8 2.4	3.4 6.0	2.3 3.3	△ 1.5 △ 0.7	2.5 3.4	4.6 6.2	3.7 4.5	△ 1.0 △ 0.9	1.9 2.5
	1月 2月	2.6 5.6	△ 0.2 2.8	2.7	5.9	1.8	△ 0.1 △ 1.6	△ 1.0 2.0	1.5	△ 2.7 3.1	△ 7.2 △ 0.4	0.3	5.1 3.2	5.0 3.4	4.6 3.0	△ 2.0 △ 1.5	2.4 1.9	△ 2.9 1.3	△ 7.2 △ 0.4	△ 0.1 0.3	4.8 1.4	△ 2.2 6.7	△ 7.2 1.7	△ 1.2 0.4	6.7 4.4
	3月 4月	△ 1.4 △ 11.1	△ 3.9 △ 11.5	△ 3.8 △ 14.1	△ 0.5	0.2 △ 8.3	△ 5.7 △ 15.0	0.4 3.9	5.8 3.9	△ 6.2 △ 12.9	△ 13.1 △ 21.8	△ 1.0 △ 2.0	9.0 13.6	△ 1.8 △ 12.2	△ 4.6 △ 21.1	0.1 3.9	2.8 7.1	△ 7.5 △ 16.6	△ 13.1 △ 21.8	△ 1.0 △ 2.0	7.5 8.7	△ 3.7 △ 5.7	△ 12.4 △ 18.7	△ 2.1 △ 3.0	12.3 19.6
	5月 6月	△ 12.7 △ 2.9	△ 12.9 △ 3.0	△ 15.2 △ 6.5	△ 12.1 △ 2.4	△ 11.4 △ 5.3	△ 17.4 △ 10.7	6.0 0.3	1.2 5.6	△ 14.5 △ 2.9	△ 22.7 △ 11.1	△ 1.0 △ 0.7	11.8 10.0	△ 9.1 2.2	△ 19.5 △ 8.5	5.2 4.4	7.4 7.0	△ 17.3 △ 4.3	△ 22.7 △ 11.1	△ 1.0 △ 0.7	8.0 8.5	△ 8.5 △ 0.1	△ 20.0 △ 9.2	△ 2.6 △ 2.4	17.5 12.8
令和	7月 8月	△ 4.6 △ 2.5	△ 4.5 △ 2.4	△ 1.4 0.2	△ 4.3 △ 2.3	△ 5.9 △ 3.6	△ 8.8 △ 4.2	△ 0.5 △ 3.4	3.6 4.1	△ 4.6 △ 2.9	△ 10.1 △ 6.4	△ 2.1 △ 1.5	8.3 5.3	△ 1.4 3.4	△ 8.6 △ 4.6	△ 0.2 0.5	8.2 7.9	△ 5.5 △ 3.1	△ 10.1 △ 6.4	△ 2.1 △ 1.5	7.2 5.1	△ 2.7 △ 2.5	△ 9.2 △ 6.0	△ 2.7 △ 2.4	10.0 6.3
2 年	9月	0.3	0.5 4.1	△ 2.6 △ 1.7	0.6	△ 0.1 2.8	△ 0.1 0.2	△ 6.1 △ 3.6	6.5 6.4	△ 0.7 3.0	△ 7.1 △ 1.5	△ 0.4 0.3	7.3 4.2	8.6 13.6	0.4 6.4	0.3 0.9	7.9 5.8	△ 0.7 2.3	△ 7.1 △ 1.5	△ 0.4 0.3	7.3 3.5	△ 0.7 4.4	△ 7.1 △ 1.4	△ 2.0 △ 1.0	9.0 7.0
度	11月	△ 3.9 △ 2.1	△ 3.6 △ 1.7	△ 0.5	△ 3.5		△ 5.5 △ 6.2	△ 0.9 △ 1.0	4.9 5.5	△ 5.5 △ 3.0	△ 10.5	△ 1.9 △ 0.4	7.6 8.7	1.4	△ 1.3	△ 2.8 △ 1.0	5.7 5.8	△ 5.8 △ 3.8	△ 10.5 △ 10.4	△ 1.9 △ 0.4	7.3 7.9	△ 5.0 △ 1.5	△ 11.4 △ 10.4	△ 3.2 △ 2.2	10.8 12.3
	1月	△ 5.1 △ 3.6	△ 4.8 △ 3.2	△ 4.8 △ 0.7			△ 9.2 △ 9.1	1.2 △ 0.9	4.6 6.9	△ 6.4 △ 4.0	△ 14.7	△ 1.2	10.9		△ 2.4 △ 2.2	△ 1.4 △ 2.3	6.2 6.6	△ 7.5 △ 3.9	△ 14.7 △ 10.4		9.7 9.3	△ 4.3 △ 4.1	△ 14.8 △ 10.7	△ 2.8 △ 3.5	15.7 11.3
	3月	8.1	8.4	4.9	7.9	2.7	0.3	△ 3.7	6.3	11.0	△ 10.4 6.2	0.6	4.0	9.2	5.9	△ 2.7	6.0	12.5	6.2	0.6	5.4	8.2	6.2	△ 0.2	2.1
	4月 5月	15.8 18.0	15.7 17.9	15.2 17.9	17.8	9.1 14.7	10.2 14.5	△ 6.5 △ 7.4	5.8 8.2	17.6 19.3	19.7 21.2	0.1	△ 3.1 △ 1.6	23.0 19.5	28.2 26.0	△ 6.5 △ 7.9	2.7 3.0	25.0 24.2	19.7 21.2	1.3 0.1	3.0 2.4	5.1 10.1	16.0 17.9	0.8 0.8	△ 10.1 △ 7.4
令	6月 7月	11.6 7.6	11.4 7.4	11.4 7.8	7.8	6.2	9.8 2.7	△ 4.3 △ 0.9		11.8 8.7	10.0 6.6	0.1	1.0 1.9	6.4 3.6	10.3 8.1	△ 6.2 △ 6.0	2.9 1.9	13.7 10.0	10.0 6.6		2.7 3.1	8.0 6.2	10.0 7.7	1.1 1.1	△ 2.9 △ 2.4
和 3	8月 9月	10.0 7.4	9.8 7.1	9.4 7.1	10.3 7.6	8.3 6.4	△ 0.9 △ 2.9	2.1 3.0	7.0 6.5	11.9 8.7	6.3 4.8		5.3 4.5	2.9 1.0	5.1 2.8	△ 4.1 △ 3.5	2.1 1.7	14.3 9.5	6.3 4.8	△ 0.0 △ 0.8	7.5 5.3	7.0 6.9	7.0 6.2	0.6 △ 0.3	△ 0.6 1.1
年度	10月	3.2 9.5	3.0 9.3	5.6 6.2	3.6 9.8	6.4 9.2	△ 0.1 4.8	1.2 △ 2.5	5.2 6.9	2.2 10.2	0.7 7.4		3.5 2.0	△ 0.7 5.0	0.3 3.7	△ 4.0 △ 1.1	3.1 2.4	3.1 10.6	0.7 7.4		4.5 2.4	0.3 9.4	1.3 9.6	△ 1.8 0.9	0.9 \triangle 1.0
	12月	5.2 8.0	5.1 8.0	5.1 8.0		4.5	2.9 2.4	\triangle 2.3 \triangle 2.3	3.8 3.7	5.9 11.2	4.5 10.7		2.1 1.5	2.4 1.8	3.2 3.2	△ 3.3 △ 3.7	2.6 2.5	5.8 13.3	4.5 10.7	△ 0.8 △ 1.0	2.1	5.9 7.0	5.7 10.6	△ 0.5 △ 0.3	0.7 △ 3.0
	2月	2.2	2.2	2.7		△ 3.6 △ 4.2	△ 4.5 △ 5.3	△ 1.5 △ 1.6	2.5	5.7 5.3	1.3		5.5 5.0	△ 2.2 △ 1.4	△ 1.2 0.2	△ 3.7 △ 4.4	2.7 3.0	9.1 6.7	1.3		8.9 6.4	△ 0.9	△ 0.7	△ 1.2 △ 2.3	1.1
	4月 5月	1.9 5.7	2.0 5.7	1.8 6.0	1.7 5.6	△ 1.1 3.1	△ 3.7 0.1	△ 0.2 △ 1.9	2.9 5.0	3.6 7.7	3.8 6.5		2.1 2.0	0.3 2.0	1.6 2.2	△ 3.4 △ 2.7	2.2 2.5	4.9 9.0	3.8 6.5	△ 2.3 △ 0.9	3.4 3.2	0.9 4.9	3.9 7.3	△ 2.2 △ 1.0	△ 0.7 △ 1.2
۵	6月 7月	2.6	2.6	1.6 6.7	2.5		△ 0.9 △ 3.7	△ 1.8 △ 0.3	2.4	4.1 10.1	2.8	△ 1.7	3.0 4.6	2.0	3.3	△ 3.7 △ 3.3	2.5	5.3 14.3	2.8 7.4	△ 1.7 △ 2.0	4.1 8.6	1.5	2.8	△ 1.8 △ 2.6	0.6 \(\triangle 2.5
和	8月	7.8 4.4	7.6 4.2	7.7	6.9		△ 9.6 △ 5.8	△ 1.6 △ 1.5	3.7 2.8	16.2 9.0	11.7		4.2 3.0	2.4	1.5	△ 2.2 △ 3.6	3.1 3.6	20.5	11.7	△ 0.2 △ 0.6	8.1 5.1	6.9 4.5	11.9 7.3	△ 0.9 △ 0.4	△ 3.6 △ 2.2
年	10月	△ 0.2 2.0	2.0	2.8	△ 0.3		△ 4.3	△ 1.2	2.2	5.4 9.5	3.0	△ 1.3	3.6 6.0	△ 1.5	△ 0.1	△ 4.0 △ 2.7	2.7 3.2	6.9 12.4	3.0 4.5	△ 1.3	5.1 8.7	2.2	4.4 5.0	△ 0.3 △ 0.8	△ 1.8 △ 0.5
及	12月	3.8	4.2 6.0	6.6 5.1	3.0	△ 6.3	△ 6.0 △ 8.6	△ 1.8 △ 1.8	2.7 4.4	13.0	8.0		6.3	0.0 △ 1.8	△ 0.4 △ 2.2	△ 3.0	3.4	17.3	8.0	△ 1.1 △ 1.6	10.3	3.7 4.8	9.1	△ 0.7	△ 3.3
	1月 2月	3.9 6.7	6.1 8.9	6.1 8.9	7.0	13.4	△ 3.2 9.9	△ 2.8 △ 3.0	6.5 6.4	9.4 7.6	6.0 8.8	△ 0.6	4.2 △ 0.6	2.2 5.9	1.1 4.8	△ 2.5 △ 2.3	3.7 3.5	11.1 6.8	6.0 8.8	△ 1.0 △ 0.6	5.9 △ 1.3	5.7 9.3	8.8 13.7	△ 0.1 1.0	△ 2.8 △ 4.8
	3月 4月	4.3 0.4	6.4 2.5	5.3 4.7			5.4 4.2	△ 0.4 △ 0.2	3.8	5.7 0.6	7.4 0.6		△ 1.4 1.6	4.6 1.1	3.4 1.8	△ 2.4 △ 3.4	3.6 2.8	4.4 △ 1.0	7.4 0.6		△ 2.6 △ 0.0	8.3 4.0	12.3 4.0	1.4 0.1	△ 4.9 △ 0.1
	5月 6月	3.5 2.5	5.7 4.7	3.0 4.7	2.6	1.5	1.7 △ 0.3	△ 1.5 0.0	3.7 1.8	6.7 7.0	6.7 7.7	0.3 △ 0.8	△ 0.3 0.1	4.9 0.6	4.3 0.6	△ 1.1 △ 2.2	1.7 2.4	4.8 5.3	6.7 7.7	0.3 △ 0.8	△ 2.1 △ 1.4	10.9 10.7	11.6 12.9	2.2 1.6	△ 2.8 △ 3.5
令 和	7月 8月	0.4 △ 1.9	2.6 0.2	2.6 1.9	0.8 △ 1.2		4.2 8.9	△ 1.9 △ 1.7	2.6 1.9	1.6 △ 3.5	3.4 \(\triangle 2.7		△ 0.5 1.3	2.4 0.8	3.3 2.5	△ 1.9 △ 2.9	1.1 1.2	△ 2.8 △ 9.4	3.4 △ 2.7	△ 1.2 △ 2.0	△ 4.8 △ 4.9	12.0 11.0	8.9 2.6	1.0 0.2	1.8 8.0
5 年	9月 10月	2.7 4.7	4.9 4.4	4.1 4.1	2.8	3.9 1.5	2.2 △ 1.8	0.6 1.0	1.1 2.3	5.6 6.0	6.3 7.2	△ 1.4 △ 1.1	0.7 △ 0.0	3.3 2.4	3.6 2.5	△ 1.5 △ 1.7	1.2 1.6	2.2 4.1	6.3 7.2	△ 1.4 △ 1.1	△ 2.5 △ 1.8	13.1 10.1	11.3 11.3	0.6 0.1	1.1 △ 1.2
度	11月	2.3	2.1 2.9	2.9 2.9	2.7		1.0 6.2	0.5	1.0	2.0	5.2	△ 2.0	△ 1.2 △ 4.0	0.8 4.7	2.2 5.0	△ 3.0 △ 1.6	1.7	△ 0.7 △ 2.2	5.2	△ 2.0 △ 1.1	△ 3.7 △ 7.5	7.8 9.2	9.7	△ 0.3 0.5	△ 1.4 △ 2.5
	1月	3.6 5.4	3.3 5.1	3.3 3.4	4.0	4.6	4.2 0.4	0.2	0.2	2.5 7.3	7.1	△ 0.9	△ 3.4 △ 0.3	4.0 3.0	4.9 4.0	△ 1.7 △ 2.1	0.8	△ 0.9 5.0	7.1	△ 0.9 △ 0.7	△ 6.7 △ 2.4	10.3 11.9	11.5 11.7	0.4	△ 1.5 △ 0.2
	3月	△ 1.2 4.4	△ 1.5 4.2	0.4	△ 1.2	△ 2.7	△ 2.8	1.0 △ 1.8	△ 0.9 2.9	△ 1.3 4.9	△ 0.3 4.9	△ 1.7	0.7 △ 0.3	0.0 4.3	1.9	△ 2.9	1.1	△ 2.3 3.9	△ 0.3 4.9	△ 1.7 △ 1.7	△ 0.3	0.6	1.1	△ 1.0 0.3	0.5 △ 0.1
	5月 6月	1.7	1.6 △ 2.2	3.2	1.8	1.4	1.0	△ 1.2 △ 1.2	1.6 1.0	1.6	1.7	△ 0.8	0.8	1.2	2.1	△ 2.5	1.7	0.3	1.7	△ 0.8	△ 0.5	4.4	3.0	△ 1.0 △ 1.8	2.4 2.6
令	7月	△ 2.1 3.7	3.5	0.7	3.9	4.9	△ 2.1 1.6	△ 1.8	5.1	△ 4.0 2.2	△ 1.7 2.8	0.4	△ 0.9	7.1	4.6	△ 3.1 △ 0.6	2.1 3.0	△ 5.6 0.8	△ 1.7 2.8	△ 1.7 0.4	△ 2.3 △ 2.3	△ 0.5 5.1	△ 1.3 3.6	△ 0.1	1.5
6	8月 9月	△ 1.0 △ 2.5	△ 1.1 △ 2.6	△ 0.8 △ 0.2	△ 2.0	3.2	0.1 1.0	0.1 △ 0.5	3.0 2.7	△ 4.2 △ 6.2	△ 0.9 △ 3.6	△ 0.8	△ 2.9 △ 1.9	4.8 3.2	4.0 2.6	△ 2.6 △ 3.1	3.4 3.8	△ 5.5 △ 7.5	△ 0.9 △ 3.6	△ 0.8	△ 4.3 △ 3.2	△ 1.4 △ 3.6	0.1 △ 3.1	△ 0.3 △ 0.9	△ 1.3 0.5
度	10月 11月	2.6 2.6	2.3 2.2	0.7 2.2		3.4 5.2	3.6 2.3	△ 3.3 △ 0.8	3.2 3.7	1.0 0.0	0.3 1.4	0.6	0.2 △ 2.0	5.9 7.2	4.0 4.9	△ 1.8 △ 1.7	3.7 4.0	△ 0.7 △ 2.1	0.3 1.4	0.6	△ 1.5 △ 4.0	4.6 4.3	1.2 2.9	0.3 0.6	3.0 0.8
	12月	4.7 2.9	4.4 2.6	4.3 2.4	3.2		2.8 2.2	△ 0.1 △ 1.1	4.7 4.2	3.4 1.2	5.4 1.9		△ 1.2 △ 0.2	2.6 3.3	1.6 1.8	△ 2.7 △ 2.5	3.8 4.1	1.3 △ 0.7	5.4 1.9		△ 3.2 △ 2.1	7.4 5.1	7.6 3.2	△ 0.0 △ 0.2	△ 0.2 2.0
	2月 3月	△ 2.5 3.6	△ 2.8 3.2	△ 0.2 2.3			0.4 2.7	△ 1.7 △ 1.7	2.9 3.6	△ 5.8 2.0	△ 5.2 3.3		△ 0.1 △ 0.7	3.0 5.8	2.1 3.7	△ 3.0 △ 2.1	3.9 4.2	△ 7.1 0.5	△ 5.2 3.3	△ 0.5 △ 0.5	△ 1.5 △ 2.2	△ 3.1 4.8	△ 4.6 5.1	△ 0.6 △ 0.3	2.2 0.1
R 7	4月 5月	4.0 3.3	3.5 2.7	3.6 3.0	4.2 3.4	3.3	1.7 △ 0.4	△ 1.9 0.2	3.5 2.7	3.3 2.1	1.4 0.6		2.7 2.8	4.8 6.2	2.6 4.0	△ 2.1 △ 2.3	4.4 4.5	1.6 0.3	1.4 0.0	△ 0.8 △ 0.7	1.0 0.9	6.6 5.8	2.8 0.9	△ 0.7 △ 0.6	4.4 5.5

注1:医療費総額及び医療給付費総額は社会保険診療報顧支払基金審査分(入院、入院外、衛科、調剤、食事稼養、訪問看護に係る6の)である。 注2:数値には健康保険定第3条2項管保険者に係る分は含まれていない。 活3:入院外の免疫費には、調剤分を含む。